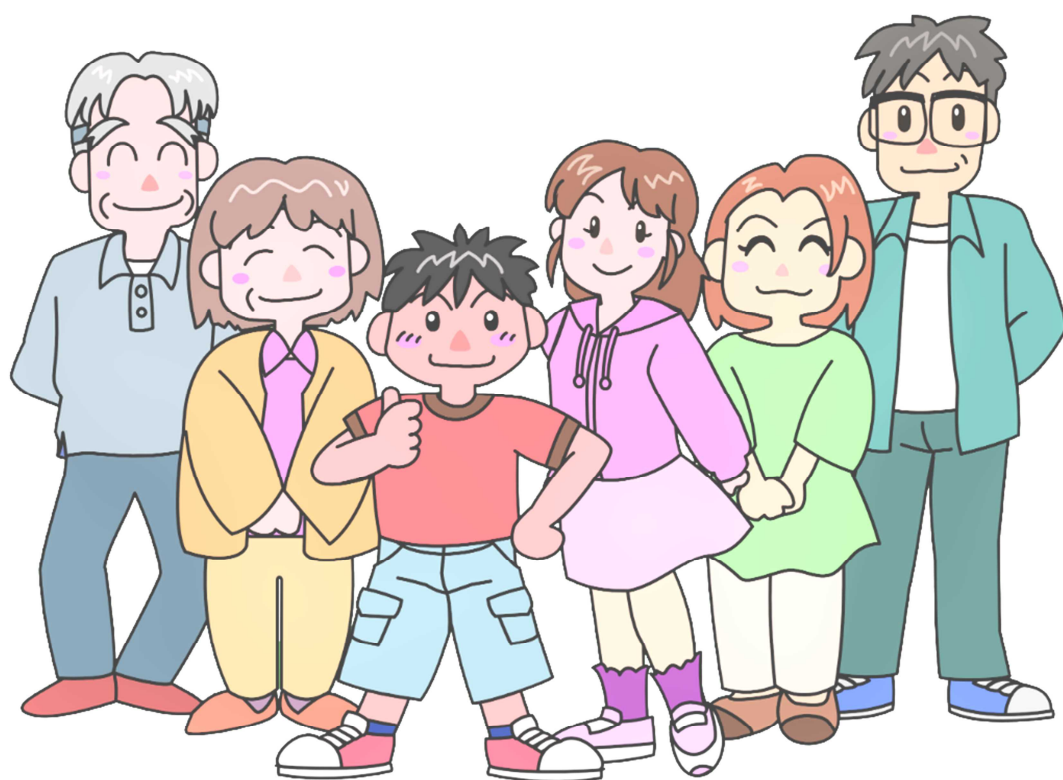


ぶんごおおの生き活きプラン

第3次豊後大野市男女共同参画基本計画



豊後大野市 令和8年3月

はじめに



男女一人ひとりがお互いを理解し合い、思いやりをもって
協力し合う“生き生き豊後大野市”をめざして

豊後大野市では、平成17年に制定した「豊後大野市男女共同参画推進条例」に基づき、令和2年度に「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を行ってまいりました。

この度、第2次計画の計画期間が本年3月末で満了することから、「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」を実施し、これまでの取組の検証を行いました。その結果、男女共同参画に関する認識は以前より広まりつつありますが、固定的性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として存在していることや、政策や方針決定の場への女性の登用・参画が少ないこと、配偶者等からの暴力（DV）対策や性的少数者への支援等の様々な課題が見えてきました。

そこで、このような市の現状と国・県の動向、社会情勢の変化等を踏まえて令和8年度から10年間を計画期間とする「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画では、第2次計画の基本理念や施策内容等を継承しつつ、「固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進」「ワーク・ライフ・バランスの推進」「様々な困難をかかえる市民の理解と支援」「暴力の予防啓発と被害者支援」「女性の活躍推進」「多様な機関等が連携した支援体制の整備」を特に強化する点とし、推進することといたしました。

今後も、市民一人ひとりが夢や生きがいをもち、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる“男女共同参画社会”の実現に向けて、行政・市民・事業者等が連携を取り合いながら、計画に掲げた施策を着実に実行してまいりますので、市民の皆様にはより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、第3次豊後大野市男女共同参画基本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただき貴重なご意見を賜りました豊後大野市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、調査にご協力いただきました市民の皆様、その他多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和8年3月

豊後大野市長 川野 文敏

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

豊後大野市では、“男女共同参画社会⁽¹⁾の実現”は、地域社会全体に活力をもたらすまちづくりの重要な課題と位置づけ、これまでに「豊後大野市男女共同参画市民のつどい」や各種講座の開催等、市民や企業等に向けて、様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、本市が令和6年度に実施した「豊後大野市の男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合は増加してきているものの、依然として、家庭や職場、地域において、「男女の地位が平等」と考える人の割合は低く、男女間における固定的性別役割分担意識⁽²⁾に基づく慣習や社会制度は根強く残っています。また、ワーク・ライフ・バランス⁽³⁾の確立や配偶者等からの暴力(DV)⁽⁴⁾対策など男女共同参画社会の実現にはまだ多くの課題があります。さらに少子高齢化の進展、人口減少、景気低迷による社会の急速な変化に対応するため、今後ますます、男女一人ひとりがお互いを尊重し、共同して家庭や職場、地域社会に参画する必要があります。

このような現状を踏まえ、令和6年度は、令和3年3月に策定した「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画(改訂版)」の見直しを行い、市民意識調査を実施しました。「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」は、この調査結果や国・県の男女共同参画社会関連対策の動向を考慮し、令和7年度に策定するものです。

⁽¹⁾男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担う社会。

⁽²⁾固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

⁽³⁾ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。1990年代のアメリカで生まれたもの。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。

⁽⁴⁾DV(ドメスティック・バイオレンス)

日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)は、「DV防止法」とも呼ばれる。

2 計画の性格

- 「男女共同参画基本法」第14条第3項及び「豊後大野市男女共同参画推進条例」第9条に基づき策定した本市の男女共同参画社会実現に向けた計画です。
- 令和3年に策定した「第2次豊後大野市男女共同参画基本計画（ぶんごおおの生き生きプラン）改訂版」（後期計画：令和3年度～令和7年度）の成果と課題を踏まえ、「豊後大野市DV対策基本計画」を含めて策定するものです。
- この計画は、国の「第5次男女共同参画社会基本計画」、県の「第5次おおいた男女共同参画プラン」との整合性を図り策定するものです。
- この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。
- この計画は、市が施策の方向を示した上で、市民・各種団体・企業等の積極的参加と協力を得ながら総合的に推進していこうとするものです。
- この計画は、社会経済情勢や女性を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、適切な見直しを行っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度の10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

計画の推進期間については、前期・後期に区分します。

前期：令和8年度から令和12年度の5年間とします。

後期：令和13年度から令和17年度の5年間とします。

4 計画策定の背景

[1. 世界の動き]

年	動き
1975年（昭和50年）	性による差別の撤廃に世界的規模で取組むため1975年を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）において向こう10年を「国連婦人の10年」とし、『平等・発展・平和』を目標に、女性の地位向上のための行動を展開。
1979年（昭和54年）	女子に対する差別を撤廃し、政治・経済・社会・文化などあらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連において採択されました。
1980年（昭和55年）	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択されました。
1985年（昭和60年）	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
1987年（昭和62年）	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が採択されました。
1993年（平成5年）	国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」（ウーン宣言）が採択されました。
1995年（平成7年）	北京で開催された第4回世界女性会議では、国際的指針となる行動綱領及び世界中の女性の地位向上を目指す「北京宣言」が採択されました。
2000年（平成12年）	北京行動綱領の採択から5年経過した時点での進捗状況を点検するため、女性2000年会議が国連特別総会としてニューヨークにおいて開催され、政治宣言並びに成果文書を採択し、行動綱領の完全かつ速やかな実施を確保するためにいっそうの行動をとることが約束されました。
2005年（平成17年）	ニューヨークで開催された第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」）では、1995年の第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」について実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。
2006年（平成18年）	「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマに第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
2010年（平成22年）	ニューヨークで開催された第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」）では、1995年の第4回世界女性会議から15年目にあたり、「世界女性会議15周年における宣言」及び「女性の経済的地位向上決議」等、7つの決議が採択されました。
2011年（平成23年）	女性と女兒の権利を促進するため、国連女性開発基金（UNIFEM）、女性の地位向上部（DAW）、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国際婦人調査訓練研修所（UN-INSTRAW）という国連の4つの機関を統合したジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である「UN Women」が発足しました。
2012年（平成24年）	第56回国連女性の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
2014年（平成26年）	第58回国連女性の地位委員会で、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の決議案が採択されました。
2015年（平成27年）	国連「北京+20」記念会合（第59回国連女性の地位委員会（ニューヨーク））が開催されました。第3回国連防災世界会議（仙台）では、「仙台防災枠組」、国連サミットでは、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）が採択されました。（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行う）
2016年（平成28年）	G7伊勢志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意しました。
2019年（令和元年）	W20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）が日本で開催されました。（第5回WAW！と同時開催）
2025年（令和7年）	GGI（ジェンダー・ギャップ指数）2025が公表されました。 日本；148か国中118位（政治分野125位、経済分野112位、教育分野66位、健康分野50位）

[2 . 国 の 動 き]

年	動き
1975年（昭和50年）	「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
1977年（昭和52年）	「国内行動計画」が策定されました。
1985年（昭和60年）	「女子差別撤廃条約」を批准し、法整備及び推進体制強化のための推進本部を設置。「国籍法」改正、「男女雇用機会均等法」公布、「女子差別撤廃条約」が批准されました。
1987年（昭和62年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。
1991年（平成3年）	「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」へと改定し、「共同参加」を「共同参画」と改められました。「育児休業法」が公布されました。
1994年（平成6年）	総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部を設置し、国内本部機構の充実を図りました。
1996年（平成8年）	男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受け、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。これに基づいて男女共同参画社会の形成に向けて関連施策が推進されてきました。
1999年（平成11年）	男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を図るため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」が施行されました。男女共同参画の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。「児童買春・児童ポルノ禁止法」が公布・施行されました。
2000年（平成12年）	「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成を総合的かつ効率的に図っていくため「男女共同参画基本計画」が策定されました。「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行されました。
2001年（平成13年）	中央省庁等の改革に伴い、新たに設置された内閣府に重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」を、併せて内部部局として「男女共同参画局」を設置し、我が国における推進体制がより一層強化されました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されるなど、人権の擁護と男女平等の実現を図る様々な法整備が行われました。「育児・介護休業法」が改正されました。
2003年（平成15年）	男女がともに個性と能力を十分に発揮できる活力ある社会の構築に向け、女性の多様な能力をいかせるよう、様々な分野へのチャレンジ（挑戦）を支援する「女性のチャレンジ支援」が男女共同参画会議で決定され、「次世代育成支援対策推進法」が公布・施行されました。
2004年（平成16年）	配偶者暴力防止法の一部改正（保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化等）を行い、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」が策定されました。
2005年（平成17年）	平成12年に策定した「男女共同参画基本計画」を改定し、「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。一方で、教育基本法の一部改正が行われ、第5条に男女共学の規定がありましたが、削除されました。「育児・介護休業法」が改正されました。
2006年（平成18年）	性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」（男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正法）が公布されました。（平成19年4月施行）
2007年（平成19年）	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定されました。
2008年（平成20年）	女性の社会的参画が国際的にみても低水準であるため、「女性の参画加速プログラム」が男女共同参画推進本部において決定されました。さらに、配偶者暴力防止法に基づく基本方針が改定されました。
2010年（平成22年）	男女共同参画基本法制定から10年が経過したものの、意識改革や制度改革が十分に進まなかった反省点を踏まえ、男女共同参画社会の実現を政府一体となって取り組むべき最重要課題と位置づけ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2012年（平成24年）	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定されました。
2013年（平成25年）	「日本再興戦略」や「女性活躍加速のための重点方針2015」の中核に「女性の活躍推進」が盛り込まれました。また「DV防止法」、「ストーカー規制法」が改正されました。
2015年（平成27年）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、さらに「第4次男女共同参画基本計画」が制定されました。国や地方公共団体及び一定規模以上の民間事業種には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定等が義務づけられました。

2018年（平成30年）	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間でも事案発生を受けての緊急対策～」が策定されました。
2019年（令和元年）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、一般事業主行動計画の策定や公表方法の変更（令和2年6月施行）と対象事業主が常時雇用する労働者101人以上までに拡大（令和4年4月施行）されました。
2020年（令和2年）	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」により、令和2年度から令和4年度までの3年間で「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と定められました。「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」において、少子化対策・女性活躍を推進するために、仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進等が盛り込まれました。「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。
2021年（令和3年）	「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための枠組みの創設や育児休業の分割取得などが定められ、令和4年4月から段階的に施行されました。
2023年（令和5年）	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の役割などが定められました。
2024年（令和6年）	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などが定められました。

[3 . 大分県の動き]

年	動き
1978年（昭和53年）	女性行政の担当窓口として「青少年婦人室」設置、副知事を長とする庁内組織として「大分県婦人行政企画推進会議」、知事の諮問機関として「大分県婦人問題懇話会」を発足し、女性行政の推進体制が整備されました。
1980年（昭和55年）	「青少年婦人室」を「青少年婦人課」へ改組、「婦人の明日をひらく県内行動計画」が策定されました。
1991年（平成3年）	21世紀に向けた大分県の女性の基本指針、「おおいた女性プラン21」が策定されました。
2001年（平成13年）	男女共同参画基本法に基づき「おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。大分県男女共同参画推進本部が設置されました。
2002年（平成14年）	男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とした「大分県男女共同参画推進条例」が公布・施行されました。大分県男女共同参画審議会が設置されました。
2003年（平成15年）	男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ」が開設されました。
2005年（平成17年）	配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため「大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2006年（平成18年）	おおいた男女共同参画プラン策定から5年経過し、県民意識の変化、社会情勢の変化の中で、新たな時代に対応した施策を展開するため「おおいた男女共同参画プラン（改訂版）」が策定されました。
2009年（平成21年）	「大分県DV対策基本計画」策定後の取り組み状況と配偶者暴力防止法の一部改正を踏まえ、「大分県DV対策基本計画（改訂版）」が策定されました。アイネスが配偶者暴力相談支援センターに指定されました。
2010年（平成22年）	男女共同参画に関する相談・啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」が「大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）」に移転統合され、推進体制の整備が図られました。
2011年（平成23年）	「第3次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。
2012年（平成24年）	「第3次大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2015年（平成27年）	女性が働きやすい職場づくり、制度導入、管理職への登用などを目標とした「女性活躍推進宣言」に取り組んでもらうよう働きかけるため、経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」が設置されました。
2016年（平成28年）	「第4次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。「おおいた性暴力救援センター『すみれ』」が開設されました。

2017年（平成29年）	「第4次大分県DV対策基本計画」が策定されました。
2021年（令和3年）	「第5次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。
2025年（令和7年）	「大分県DV対策協議会」が設置されました。

[4. 豊後大野市の動き]

年	動き
2005年（平成17年）	3月31日町村合併により、豊後大野市が誕生。人権推進同和対策課に男女共同参画係を配置し、「豊後大野市男女共同参画推進条例」を公布・施行（合併前は、三重町と緒方町のみ男女共同参画推進条例を制定）、「男女共同参画推進協議会」を設置しました。
2006年（平成18年）	男女共同参画に関する審議機関である「男女共同参画審議会」を設置し、また、庁内会議も組織しました。
2007年（平成19年）	平成18年度から平成27年度までを計画期間とする豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。
2009年（平成21年）	審議会等への女性の登用を目的に、1年間の取材により、「豊後大野市女性人材リスト」を作成しました。
2010年（平成22年）	人権推進同和対策課から独立、「男女共同参画室」を設置し、豊後大野市男女共同参画都市宣言、内閣府と共催で男女共同参画都市記念式典を開催しました。豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」改訂のための市民意識調査を実施しました。
2011年（平成23年）	豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」（改訂版）を策定しました。
2012年（平成24年）	まちづくり推進課に統合、「まちづくり推進課男女共同参画室」を設置しました。
2015年（平成27年）	人権推進同和対策課に統合し、「人権推進同和対策課男女共同参画係」を設置しました。第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」策定のための市民意識調査を実施しました。
2016年（平成28年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。
2018年（平成29年）	課の名称を人権・部落差別解消推進課に変更し、「人権・部落差別解消推進課男女共同参画係」を設置しました。
2020年（令和2年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」中間見直しのための市民意識調査を実施しました。
2021年（令和3年）	第2次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」（改訂版）を策定しました。
2024年（令和6年）	第3次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」策定のための市民意識調査を実施しました。
2026年（令和8年）	第3次豊後大野市男女共同参画基本計画「ぶんごおおの生き生きプラン」を策定しました。

第2章 第2次計画（後期計画）の評価

1 事業の取組状況

市では、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて「豊後大野市男女共同参画市民のつどい」や各種講座の開催等、様々な啓発事業に取り組んでおり、参加者も年々増加傾向にあります。

また、令和4年度には、「豊後大野市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。市では、性の多様性に関する理解を含め、施策を推進しています。

豊後大野市男女共同参画推進事業実施状況(後期計画:令和3年度～令和7年度)

事業内容	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	回数(回)	参加者(人)	回数(回)	参加者(人)	回数(回)	参加者(人)	回数(回)	参加者(人)	回数(回)	参加者(人)
男女共同参画市民のつどい	1	202	1	199	1	312	1	211	1	225
各種講座等	6	125	17	402	18	542	19	761	17	540
ぶんごおの癒しのコンサート	1	171	1	170	1	233	1	223	1	153
男女共同参画週間キャンペーン	—	—	4	13	3	12	3	12	3	16
女性に対する暴力をなくす運動キャンペーン	—	—	1	13	1	6	1	9	1	5
女性人材リスト登録者交流会等	—	—	1	7	1	23	1	13	—	—
合計	8	498	25	804	25	1128	26	1229	23	939

※参加者数にはスタッフ等を含む

※令和7年度は、令和7年12月末時点の実施状況。

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭キャンペーン、講座等の開催を自粛している。

2 指標及び目標値の達成状況

第2次計画（後期計画）では、4つの基本目標「Ⅰ男女平等をめざした人づくり」、「Ⅱ男女共同参画実現のための環境づくり」、「Ⅲ暴力を許さない社会づくり」「Ⅳ男女が共に参画するまちづくり」に10の重点目標を設定し、重点目標に関連する36項目を掲げ、さらにその関連項目に18項目の目標値を設定し、取り組みを進めてきました。

達成状況については、18項目中10項目について前回より改善されており、そのうち3項目については目標達成しています。しかし、「男女共同参画」という言葉の周知度や学校教育現場・社会全体・家庭生活・職場における「男女の地位が平等」と感じる人の割合などが達成されておらず、今後も引き続き啓発活動に取り組むことはもとより施策のさらなる充実が必要です。

3 第2次計画（後期計画）数値一覧

I 男女平等をめざした人づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
1	「男女共同参画」という言葉の周知度	50.5% (市民意識調査より)	49.2% (市民意識調査より)	100%	人権・部落差別解消推進課
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合	72.1% (市民意識調査より)	75.2% (市民意識調査より)	75%	人権・部落差別解消推進課
3	学校教育現場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	44.7% (市民意識調査より)	56.6% (市民意識調査より)	75%	人権・部落差別解消推進課
4	人権教育・啓発講演会、講座等の参加者数	3,275人 (総合計画より)	3,502人 (総合計画より)	3,800人	人権・部落差別解消推進課
5	人権学習学級講座の受講者延べ人数	1,952人	※1 578人	3,000人	社会教育課

※1 令和6年度は、連続講座の受講者延べ人数

II 男女共同参画社会実現のための環境づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
6	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	43.0% (市民意識調査より)	50.0% (市民意識調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
7	乳ガン・子宮ガン検診受診率	乳ガン:21.9% 子宮ガン: 22.0%(R1年度)	乳ガン:19.0% 子宮ガン: 18.1%(R6年度)	50%	市民生活課
8	子育て支援に関する情報の提供 (ふんごおのキラキラこどもログアクセス)	年間16,969件 (R1年度 アクセス数)	※2 年間 2,912件 (登録数 476件)	年間 3,000件 (登録数 500件)	子育て支援課
9	「子育て支援に関する取組」に対する満足度	80.1% (子育てアンケートより)	84.3% (子育てアンケートより)	85%以上	子育て支援課
10	家庭生活において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	28.8% (市民意識調査より)	39.3% (市民意識調査より)	40%	人権・部落差別解消推進課
11	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	27.9% (市民意識調査より)	36.1% (市民意識調査より)	40%	人権・部落差別解消推進課
12	家族経営協定数	63件 (農業振興計画より)	83件 (農業振興計画より)	73件	農業振興課

※2 子育て応援サイト「なないろ」は令和4年度に終了したため、令和6年度からは母子手帳アプリ「母子モ」のアクセス数と登録数

III 配偶者等に対する暴力の根絶（豊後大野市DV対策基本計画）

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
13	DV被害者のうち相談した人の割合	61.4% (市民意識調査より)	51.5% (市民意識調査より)	65%	人権・部落差別解消推進課

IV 男女がともに参画するまちづくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第2次後期計画目標値 (令和7年度)	担当課
14	各種審議会等委員の女性登用率	34.5% (女性に関する施策の推進状況 調査より)	34.1% (女性に関する施策の推進状況 調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
15	各種審議会等委員において女性のいない委員会数	3団体 (女性に関する施策の推進状況 調査より)	3団体 (女性に関する施策の推進状況 調査より)	0団体	人権・部落差別解消推進課
16	地域活動や社会活動において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	30.4% (市民意識調査より)	37.8% (市民意識調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
17	防犯パトロール隊結成数	33隊 (総合計画より)	27隊 (総合計画より)	36隊	総務課
18	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	17.5% (市民意識調査より)	19.2% (市民意識調査より)	30%	人権・部落差別解消推進課

赤文字：前回より上昇・増加 青文字：前回より下降・減少

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、豊後大野市「みらい戦略プラン」（令和8年度～令和15年度）の基本目標の一つである「豊かなひとを育む」の「あらゆる差別のないまちの実現」をめざすとともに、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としています。また本計画の実施については、豊後大野市男女共同参画推進条例（平成17年7月19日 条例第280号）第3条の基本理念にのっとり、豊後大野市に住み、働き、学ぶ人々や多くの市民・各種団体・企業等と市がともに連携しながら取り組んでいきます。

豊後大野市男女共同参画推進条例（平成17年7月19日 条例第280号）

（基本理念）

第3条 市における男女共同参画は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- （1）男女共同参画の推進に当たっては、男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- （2）男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- （3）男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- （4）男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてその役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。
- （5）男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性を尊重するとともに、性と生殖に関し、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。
- （6）男女共同参画の推進に当たっては、世界の国々で取り組むべき課題であることを認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

2 計画の体系

第3次豊後大野市男女共同参画基本計画では、第2次計画（後期計画）の基本目標と重点目標は継続し、施策を一部変更しました。

基本目標	重点目標	施策
I 男女平等をめざした 人づくり	1. 男女共同参画意識の浸透	①市行政刊行物などの表現の見直し
		②男女共同参画に関する調査や情報の収集・提供
		③あらゆる機会を通じた啓発事業の実施
	2. 男女平等教育・啓発の推進	①男女共同参画社会実現に向けた啓発講座の開催
		②男女平等保育の充実
		③男女平等教育の推進
		④教職員等に対する研修の充実
II 男女共同参画社会実現 のための環境づくり	1. 仕事と生活の調和の推進	①家庭生活における男女共同参画の推進
		②働く場における男女共同参画意識の啓発、情報提供
		③自営業における男女共同参画の推進
		④育児・介護支援体制の充実
	2. 健康で安心して暮らせる 環境づくり	①生涯を通じた心身の健康支援
		②妊娠・出産・子育て期における支援と相談の充実
3. 様々な困難をかかえる 市民への支援	③性と生殖に関する健康と権利の啓発	
	④健康をおびやかす問題についての対策の推進	
	①ひとり親家庭の自立支援	
	②高齢者や障がい者等の生活支援	
III 暴力を許さない社会づくり	1. あらゆる暴力を許さない 環境づくり	③性的少数者等に対する理解の推進
		④多様な機関等が連携した支援体制の整備
		①あらゆる暴力をなくす広報、啓発活動の推進
	2. 配偶者等に対する 暴力の根絶と被害者支援 (豊後大野市DV対策基本計画)	②人権尊重に向けた啓発の強化
		③相談窓口に関する情報の提供
		①DV等の防止に向けた意識啓発
IV 男女がともに参画する まちづくり	1. 政策・方針決定への 女性の参画拡大	②DV被害者に対する相談体制の充実
		③DV被害者に対する保護や支援の充実
		①審議会等への女性の登用の促進
		②各種委員会における女性の参画の促進
	2. 地域における 男女共同参画の推進	③男女共同参画を担う人材育成の充実
		④企業・市役所等女性職員の管理職への登用推進
	3. 国際理解の推進	①男女の地域活動への参画推進
		②防犯、防災、環境の分野における男女共同参画の促進
		①国際理解のための学習機会の提供
推進体制		②外国人との共生のまちづくりの推進
		③国際交流活動への参加促進
		庁内の推進体制の充実
		関係機関等との連携・協働
		計画の進行管理

3 第3次計画数値目標一覧

I 男女平等をめざした人づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
1	「男女共同参画」という言葉の周知度	50.5% (市民意識調査より)	49.2% (市民意識調査より)	100%	人権・部落差別解消推進課
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同調しない人の割合	72.1% (市民意識調査より)	75.2% (市民意識調査より)	80%	人権・部落差別解消推進課
3	学校教育現場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	44.7% (市民意識調査より)	56.6% (市民意識調査より)	75%	人権・部落差別解消推進課
4	人権教育・啓発講演会、講座等の参加者数	3,275人 (総合計画より)	3,502人 (総合計画より)	3,800人	人権・部落差別解消推進課
5	人権学習学級講座(連続講座)の受講者延べ人数	※1 1,952人	578人	600人	社会教育課

※1 令和2年度は、人権学習学級講座の受講者延べ人数

II 男女共同参画社会実現のための環境づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
6	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	43.0% (市民意識調査より)	50.0% (市民意識調査より)	55%	人権・部落差別解消推進課
7	レディース検診受診者数	※2 乳ガン:21.9% 子宮ガン: 22.0%(R1年度)	乳ガン:19.0% 子宮ガン:18.1%(R6年度)	300人	市民生活課
8	子育て支援に関する情報の提供 (ふんごおおのキラキラこどもログアクセス)	年間16,969件 (R1年度 アクセス数)	※3 年間 2,912件 (登録数 476件)	年間3,300件 (登録数 550件)	子育て支援課
9	「子育て支援に関する取組」に対する満足度	80.1% (子育てアンケートより)	84.3% (子育てアンケートより)	88%以上	子育て支援課
10	家庭生活において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	28.8% (市民意識調査より)	39.3% (市民意識調査より)	45%	人権・部落差別解消推進課
11	職場において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	27.9% (市民意識調査より)	36.1% (市民意識調査より)	45%	人権・部落差別解消推進課
12	家族経営協定数	63件 (農業振興計画より)	83件 (農業振興計画より)	90件	農業振興課

※2 第2次計画では、乳ガン・子宮ガン検診受診率

※3 子育て応援サイト「なないろ」は令和4年度に終了したため、令和6年度からは母子手帳アプリ「母子モ」のアクセス数と登録数

III 暴力を許さない社会づくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
13	DV被害者のうち相談した人の割合	61.4% (市民意識調査より)	51.5% (市民意識調査より)	65%	人権・部落差別解消推進課

IV 男女がともに参画するまちづくり

NO	項目	第2次計画中間年度の数値 (令和2年度)	第2次計画最終前年度の数値 (令和6年度)	第3次計画目標値 (令和17年度)	担当課
14	各種審議会等委員の女性登用率	34.5% (女性に関する施策の推進状況調査より)	34.1% (女性に関する施策の推進状況調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
15	各種審議会等委員において女性のいない委員会数	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	3団体 (女性に関する施策の推進状況調査より)	0団体	人権・部落差別解消推進課
16	地域活動や社会活動において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	30.4% (市民意識調査より)	37.8% (市民意識調査より)	50%	人権・部落差別解消推進課
17	防犯パトロール隊結成数	33隊 (総合計画より)	27隊 (総合計画より)	36隊	総務課
18	社会全体において「男女の地位が平等」と感じる人の割合	17.5% (市民意識調査より)	19.2% (市民意識調査より)	30%	人権・部落差別解消推進課

赤文字: 前回より上昇・増加 青文字: 前回より下降・減少

4 第3次計画で特に強化する点

① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進

市民意識調査結果では、男女共同参画に関する認識は以前より広まりつつありますが、地域や家庭での役割分担など固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度は依然として存在しています。

第2次計画に引き続き、誰もが自立したひとりの人間として、平等で自分らしく生き生きと生活するためには、家庭・職場・地域・教育の場などあらゆる場において、男女共同参画社会を目指した教育や意識啓発が重要です。特に幼少期からの教育は、その後の価値観や人格形成に大きな影響を与えることから、小中学生を対象とした男女平等意識の啓発も推進します。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

市民意識調査では、家庭における役割分担において、理想はすべての分野で「夫婦共同」の割合が高いにもかかわらず、現状では、「地域行事」と「最終決定」を除く「食事のしたく」「掃除・洗濯」「育児」「介護」等すべての分野で「主に妻」が分担している現状があります。また、「仕事と生活の調和がとれているか」については、63.3%が「とれている」と回答している一方で、26.1%が「とれていない」と回答しています。「とれていない理由」は、女性は「日々の生活に負われて精神的にゆとりがない」が36.1%、男性では「仕事が忙しい」が37.7%で一番多くなっています。

男女が対等に能力を発揮し、心身ともに健康で安心して暮らせる社会を実現させるためには、ともに家族としての責任を負いながら、仕事や地域活動が両立できるような環境をつくることが重要です。父親の家事・育児参加の推進や事業所等への男女共同参画意識の啓発・情報提供に努め、働く場での男女平等とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に努めます。

③ 様々な困難をかかえる市民の理解と支援

ひとり親家庭、障がい者、高齢者、性的少数者等の様々な困難をかかえる市民への理解を促進し支援に努めます。

特に、性的少数者は、近年、テレビやマスコミでも取り上げられるようになりましたが、市民意識調査では、「知っていた」と回答した人は61.7%でした。性的少数者への考えやイメージでは、「個人の趣味、趣向の問題である」や「理解ができない」といった回答が約3割（複数回答）あり、今後、理解の促進や支援体制の充実に努めます。

④ 暴力の予防啓発と被害者支援

DVや性暴力、ストーカー、セクシュアル・ハラスメント等は、年々増加・複雑化しています。さらに近年、家庭内での子どもや高齢者などに対する暴力（虐待）や、若年層を中心にSNS等を通じた性暴力も増加しています。これらは、大きな社会問題となっており、未然に防止するための啓発を強化するとともに、被害が発生した場合は、被害者の保護や支援

が必要です。

DVや性暴力などの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害者が安心して相談できる環境づくりや保護・自立支援体制の充実を図り、関係課、関係機関との連携や相談窓口の周知に努めます。

⑤ 女性の活躍推進

本市における審議会等の女性委員登用率は、平成28年度をピークに増減を繰り返しています。議員・自治委員の女性割合や市内企業・市役所等の監督職以上の女性職員の割合も低く、政策や方針決定の場への女性の参画はまだ進んでいないとは言えません。

人口減少、少子高齢化が進展する中、経済・社会保障・地域社会などは大きく変化しており、これからの社会を支えていくためには、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に出し合い、協力しあうことが必要です。

そのためには、女性が地域や職場などの様々な活動へ参加し、経験を重ねることで社会における責任を担う力、エンパワーメント⁽⁵⁾を高め、政策・方針決定過程への参画拡大を図る必要があります。市では、女性の活躍を支援するための講座の開催や、市民、企業、団体等に向けて、女性委員や管理職等の積極的な登用を推進します。

⑥ 多様な機関等が連携した支援体制の整備

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添うことが必要です。切れ目のない包括的な支援をしていくために、市と関係機関が連携し、複数の困り事を抱える方への総合的な支援に努めます。

⁽⁵⁾エンパワーメント

自分らしい生き方を選びとる力、経済的に自立できる力、政策・方針決定の場に参画する力、国際社会で活躍する力など、本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること。

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女平等をめざした人づくり



【現状と課題】

男女共同参画に関する認識は以前より広まりつつありますが、固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習や制度、男女間におけるあらゆる暴力などの人権侵害等が根強く存在している状況が、市民意識調査でもあらわれています。

例えば、回答者全体（532人）で「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて75.2%（前回調査比3.1%増）と、7割以上の市民が同調しないと回答しています。性別でみると女性は「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて76.4%（前回調査比1.7%増）、男性は74.7%（前回調査比6.0%増）と男性、女性ともに増加しています。また、年齢階級別でみると、70歳以上では、「賛成」と「どちらかと言えば賛成」が合わせて15.8%と他の年代に比べて最も高く、「反対」と「どちらかと言えば反対」を合わせた割合が62.3%と他の年代よりも11.4%以上低くなっており、年齢が高くなるにつれ賛成の割合も高くなる傾向にあります。

前回調査と比較すると、ほとんどの年齢階級で「反対」の割合が増加しています。少しずつ固定的性別役割分担意識は解消されてきていますが、引き続き男女共同参画社会をめざした啓発活動に努めることが重要です。

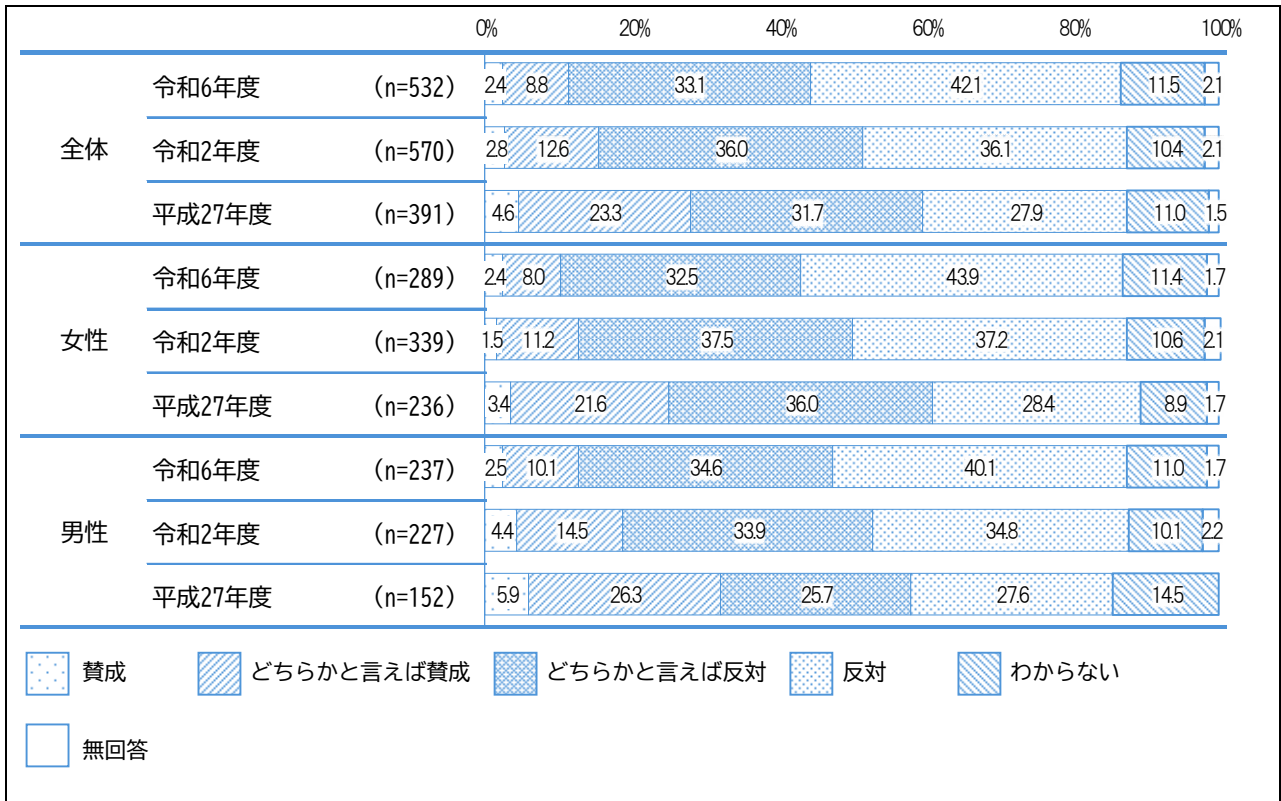
また、「男女共同参画」という言葉の周知度では、49.2%の方が「知っていた」と回答していますが、前回調査比1.3%減となっており、「知らなかった」と回答した人が前回調査比2.9%減となっています。その中でも、学習経験の有無別でみると、「知っていた」では、学習経験の「ある人」が71.2%、「ない人」が24.2%と、ない人に比べある人が47.0%高くなっています。

前回の計画に引き続き誰もが自立したひとりの人間として、平等で自分らしく生き生きと生活するためには、家庭・職場・地域・教育の場などあらゆる場において、男女共同参画社会をめざした教育や意識啓発が重要です。

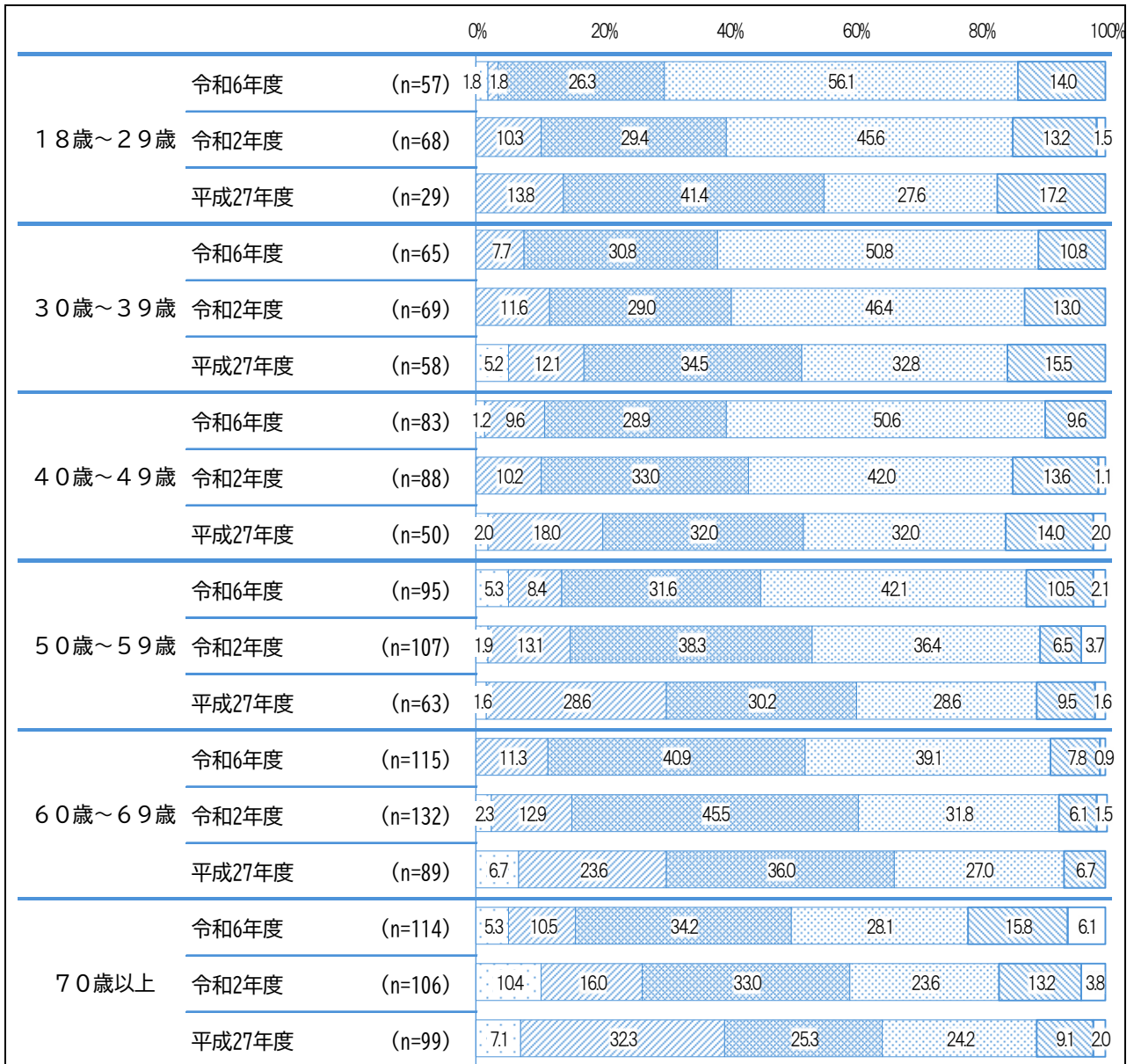
★令和6年度市民意識調査結果（固定的性別役割分担に対する意識）

問 「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。

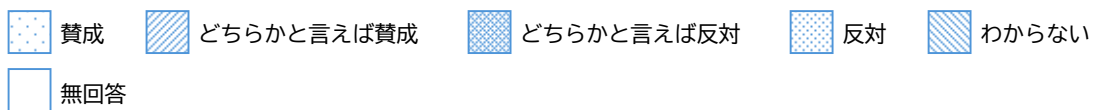
《まとめ》回答者全体（532人）で「反対」と「どちらかと言えば反対」が合わせて75.2%、女性においては76.4%、男性では74.7%となっています。



★令和6年度市民意識調査結果（固定的性別役割分担に対する意識：年代別）



※平成27年度調査時は「20～29歳」として集計



重点目標 1 男女共同参画意識の浸透

「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識は以前に比べて解消しているものの、依然として根強く残っています。男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の意義についての理解促進や家庭・職場・地域等あらゆる分野において、男女共同参画に向けた意識づくりのための周知・啓発活動を強化していくことが重要です。

また、男女が性別にとらわれることなく、社会の対等な構成員として能力が十分に発揮できるようにするため、男女共同参画に関する認識を深める取り組みが必要です。

施策	施策の方向	関係課等
①市行政刊行物などの表現の見直し	広報、刊行物や放送内容の用語やイラストなどの表現について男女平等の視点に立って作成する。	全庁
②男女共同参画に関する調査や情報の収集・提供	男女共同参画に関する様々な情報を収集し、市報、ホームページ、ケーブルテレビ、男女共同参画だより等により情報を提供する。	人権・部落差別解消推進課
	男女共同参画関連の図書資料を提供する。	社会教育課 人権・部落差別解消推進課
③あらゆる機会を通じた啓発事業の実施	男女共同参画週間 ^⑥ における男女共同参画市民のつどいをはじめとする啓発事業を実施する。	人権・部落差別解消推進課

^⑥男女共同参画週間

男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるための週間で、同法が公布・施行された6月23日から1週間(29日まで)とする。毎年、全国各地で様々な週間行事等が行われている。

重点目標2 男女平等教育・啓発の推進

男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重・男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習の役割がとて重要です。幼少期からの教育は、人間の価値観や人格の形成に大きな影響を与えます。男女平等をはじめとする人権意識を育てるために、家庭、学校、職場、地域社会の中で人権意識や男女平等観を育てるための教育が重要です。そのため、基本的人権の尊重に基づく男女平等の基本理念や、固定的な性別役割分担意識の解消など、個人の個性や能力を尊重した教育・学習を進める必要があります。

施策	施策の方向	関係課等
①男女共同参画社会実現に向けた啓発講座の開催	地域や市民グループ、企業に対して男女平等学習の企画や講師派遣等を行う。	人権・部落差別解消推進課
	公民館の連続講座において、保護者等を対象に男女共同参画の理解を図る。	社会教育課
	放課後チャレンジ教室で児童の発達段階に応じた人権尊重、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供する。	社会教育課 人権・部落差別解消推進課
	地域人権教育・啓発推進協議会を通じて男女共同参画の推進を図る。	人権・部落差別解消推進課 各支所
②男女平等保育の充実	豊後大野市教育保育協議会において男女平等教育保育の研修を実施する。	学校教育課 子育て支援課
③男女平等教育の推進	総合教育計画に基づいた男女平等教育の推進を図る。誰もが主体的に進路を選ぶ力が身に付くよう啓発を推進する。	学校教育課
④教職員等に対する研修の充実	保育士、教職員等を対象に男女共同参画に関する研修を実施する。	学校教育課 子育て支援課
	人権・部落差別解消教育・保育連絡会において、人権子育て関係施設職員へ研修を行う。	子育て支援課 人権・部落差別解消推進課 学校教育課 社会教育課
⑤生涯学習活動における男女共同参画の啓発	学習会や講座、講習会等の開催時に男女共同参画啓発の機会を設ける。	社会教育課
⑥高等学校等への男女共同参画に関する情報の提供	高等学校等への男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、各種講演会等への参加を呼び掛ける。	人権・部落差別解消推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり



【現状と課題】

少子・高齢化や社会経済情勢の変化に対応し、活力ある豊かな社会を築くためには、男女一人ひとりが社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力と個性を十分に発揮できることが求められています。

市民意識調査では、家庭における役割分担において、理想はすべての分野で「夫婦共同」の割合が高いにもかかわらず、「地域行事」と「最終決定」を除くすべての分野で「主に妻」が分担している現状があります。また、「仕事と生活の調和がとれているか」について、「とれない理由」は、「仕事が忙しい」と「日々の生活におわれて精神的にゆとりがない」の割合が高い状況です。特に調和がとれていない男性の37.7%が「仕事が忙しい」と回答しています。

また、「男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）や地域活動へ参加をしていくために必要なこと」は「夫婦、家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをはかる」と回答した人の割合が最も高く、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくす」、「職場の中での理解・支援」の順となっています。

仕事も大切にしながら家庭や地域活動、自分の時間も大切にするなど、多様な生き方の選択が可能になる環境を整えていくことが必要になります。

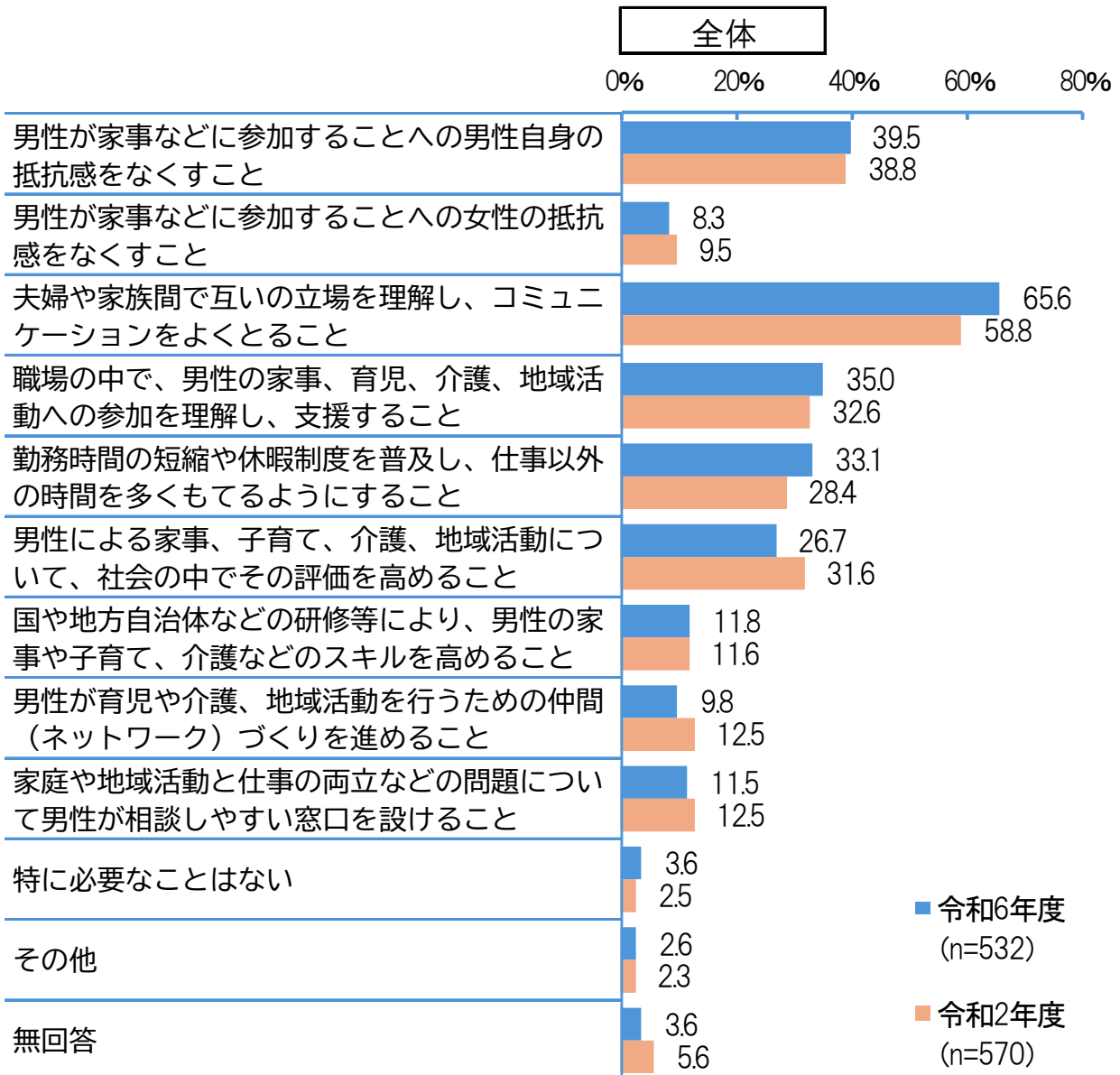
心身ともに健やかで安心して暮らすことができ、男性も女性も平等に自分の能力を発揮することは、市民すべての願いです。

このような社会を実現させるためには、市民の意識が変わることが重要ですが、人口減少・少子高齢化が進展する中で、男女がともに家族としての責任を負いながら、仕事や地域活動を両立できるような環境をつくることも重要です。社会的支援体制の整備・充実に努め、働く場での男女平等とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女一人ひとりが共に持てる能力を最大限に発揮できる環境づくりが必要です。

★令和6年度市民意識調査結果（男性が家庭生活や地域活動へ参加をしていくために必要なこと）

問 今後、男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）や地域活動へ参加をしていくために必要なことは何だと思えますか。

《まとめ》「夫婦、家族間でコミュニケーションをはかる」と回答した人の割合が最も高くなっています。次に、「男性自身の抵抗感をなくす」となっています。

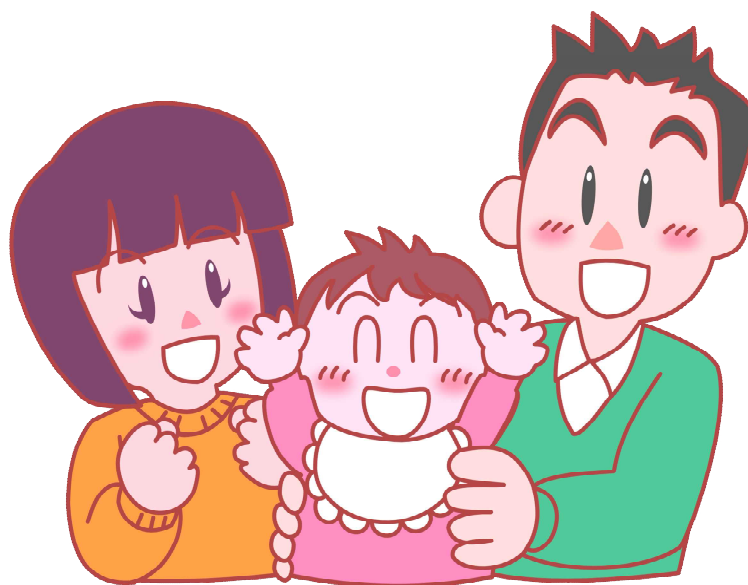


重点目標 1 仕事と生活の調和の推進

女性の就業率が年々増加していく中で、男女が共に家庭生活を担うことの重要性や仕事と生活の調和が企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つものであることを認識するため、市民、事業所等への啓発を推進します。また起業や自営業の分野においても男女一人ひとりが均等な機会の下で活躍できるよう啓発や体制の充実に努めます。

施策	施策の方向	関係課等
①家庭生活における男女共同参画の推進	男女が共に支える家庭生活のための啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
	固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革を促進する講座や、父親の子育て参加を促進する講座等を開催する。	子育て支援課 市民生活課
	講演会・親子交流事業等男性が参加しやすい学習の機会を提供する。	社会教育課
	男性が参加しやすい家事、介護等の講習会等を実施する。	人権・部落差別解消推進課
②働く場における男女共同参画意識の啓発、情報提供	事業所等に対し、関係機関と連携して多様な働き方に関する情報の提供を行うとともに、働き方の見直しを進めるための啓発に努める。	商工観光課
	関係団体と連携して事業所訪問等により法令の周知、情報提供を行う。	人権・部落差別解消推進課
	男女共同参画を推進する事業所を広報誌やホームページ等において紹介する。	人権・部落差別解消推進課
	競争入札参加登録業者に対し、法令の周知や情報の提供を行う。	財政課
	職業生活に必要な様々な分野に関する相談・情報提供ができる体制を検討する。	人権・部落差別解消推進課
③自営業における男女共同参画の推進	関係団体に男女共同参画意識啓発、情報提供を行う。	農業振興課 農業委員会 農林整備課 商工観光課

④育児・介護支援体制の充実	安心して子どもを産み、育てられるように、妊娠・出産・子育て期のライフステージごとに、子ども家庭センター「きらきら」を中心に切れ目のない支援の充実を図る。	子育て支援課
	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中心に介護支援相談対応の充実を図る。	高齢者福祉課



重点目標2 健康で安心して暮らせる環境づくり

健康で安心して暮らしていくことは、すべての人の願いです。男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの人権を尊重し、相手に対する心配りをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたり重要なことです。

引き続き、心身の健康についての情報提供、相談や健診を推進します。

施策	施策の方向	関係課等
①生涯を通じた心身の健康支援	ライフステージに応じた健康づくりができるよう相談会や研修会を実施する。	市民生活課
	女性特有の病気の予防、早期発見に取り組む。	市民生活課
	心の健康づくりに関する相談窓口の充実を図る。	市民生活課
②妊娠・出産・子育て期における支援と相談の充実	安心して子どもを産み、育てられるように、妊娠・出産に関する情報提供や健康診査、保健指導、乳幼児健診などの切れ目のない支援の充実を図る。	子育て支援課 市民生活課
③性と生殖に関する健康と権利の啓発	性と生殖に関する学習機会を提供するため、性教育カリキュラムによる指導の充実を図る。	市民生活課 学校教育課
④健康をおびやかす問題についての対策の推進	タバコの毒性や薬物乱用による心身に及ぼす影響についての正確な情報提供を行い、「防煙・薬物防止教室」を実施する。	市民生活課 学校教育課

重点目標3 様々な困難をかかえる市民への支援

ひとり親家庭や高齢者、障がい者及び性的少数者⁽⁷⁾等の支援の充実を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①ひとり親家庭の自立支援	母子父子自立支援員を配置し、就業等に関する相談、情報提供を行う。	子育て支援課
	子育て世帯に対して公営住宅入居の優遇措置を行う。	建設課
②高齢者や障がい者等の生活支援	シルバー人材センターと連携し、社会参加の促進を図る。	商工観光課
	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けられるように、地域包括支援センターを中心に生活支援相談対応の充実を図る。	高齢者福祉課
	地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、障がい福祉サービス等の充実に努める。	社会福祉課
③性的少数者等に対する理解の推進	性的少数者や複合的に困難な状況におかれている人々の理解促進、相談・支援体制の整備を図る。	人権・部落差別解消推進課
④多様な機関等が連携した支援体制の整備	困難な問題を抱える人々に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部署の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図る。	人権・部落差別解消推進課 市民生活課 社会福祉課 子育て支援課 商工観光課 高齢者福祉課 税務課 建設課 学校教育課 消防署 各支所

⁽⁷⁾性的少数者

性的少数派、性的マイノリティ、ジェンダー・マイノリティとも言う。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなどが含まれる。

☆LGBTQ+とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を組み合わせた言葉で、セクシュアルマイノリティ(性的少数者・性的マイノリティ)を表す総称のひとつです。ここに「+」を付けることで、「L・G・B・T・Q」に当てはまらない多様な性を表現しています。

☆セクシュアリティ(性のあり方)を構成する要素

- からだの性(生物学的性)……出生時に生物学的な身体の特徴により割り当てられ、戸籍等に記載される性。
- こころの性(性自認)……自分はどの性だと思っているかを表す性。
- 好きになる性(性的指向)……どの性を好きになるかを表す性。
- 表現する性(性表現)……言葉遣いや振る舞い、服装等で自分の性別を表現する性。



基本目標Ⅲ 暴力を許さない社会づくり



【現状と課題】

配偶者やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの暴力は、被害者の人権を著しく侵害し、決して許されるものではありません。

市の意識調査でもストーカー⁽⁸⁾、セクシュアルハラスメント⁽⁹⁾、性犯罪の被害を「受けた事がある」と回答した人は、それぞれ約5%であり、また、被害者の大半は女性でした。

「誰かに相談したか」の問いには、全体で約5割が相談しており、その内「友人・知人」(43.5%)、「家族や親戚」(24.2%)などに相談している一方で、32.3%の人が「相談しなかった」と回答しており、その理由としては「しても変わらないと思ったから」「怖かったから言いにくい」などの回答がありました。

また、家庭内での子どもや高齢者などに対する暴力(虐待)や、子どもに対する性犯罪など、凶悪な事件に発展するものもあります。さらに、若年層を中心に、SNS等を通じた性暴力も増加しています。これらは、大きな社会問題となっており、未然に防止するとともに、被害が発生した場合は、速やかな被害者の保護や支援が必要です。

このような現状を踏まえ、あらゆる場での暴力根絶の意識啓発を推進するとともに相談機能の充実や適切な対応についての周知・徹底を図ります。



⁽⁸⁾ ストーカー

自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物のこと。特定の人に対して、待ち伏せ・尾行・手紙や、昼夜を問わずファックス・メール・電話などの行為を執拗(しつよう)に繰り返すことを行う者をいう。

⁽⁹⁾ セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、公衆の場でのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な性質の行動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで一定の不利益を与えたり、又は、それを繰り返すことによって、就業環境を著しく悪化させることをいう。男女雇用機会均等法では、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために事業主の雇用管理上の配慮を義務付けている。

重点目標1 あらゆる暴力を許さない環境づくり

配偶者やパートナーからの暴力、性暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー等のあらゆる暴力の防止及び相談体制の充実を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①あらゆる暴力をなくす 広報、啓発活動の推進	家庭や地域、職場等におけるあらゆる暴力の防止について広報啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
②人権尊重に向けた啓発 の強化	事業主や働く人に対して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント ⁽¹⁰⁾ 、マタニティ・ハラスメント ⁽¹¹⁾ 等防止のための啓発を行う。	人権・部落差別解消推進課
	「人権教育・基本計画」に基づいた啓発活動を強化する。	人権・部落差別解消推進課
③相談窓口に関する情報の提供	相談窓口に関する情報の提供および被害者に配慮した相談対応を行う。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 社会福祉課 高齢者福祉課 学校教育課 商工観光課 市民生活課 各支所

⁽¹⁰⁾ パワー・ハラスメント

職場において、職権などの力関係を利用して、相手の人格や尊厳を侵害する言動を繰り返し行い、精神的な苦痛を与えることによりその人の働く環境を悪化させたり、あるいは雇用不安を与えること。

⁽¹¹⁾ マタニティ・ハラスメント

女性が職場において妊娠・出産・育児休業を機に嫌がらせを受けたり、雇用において不利益な扱いをされたりすること。

重点目標2 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者支援 (豊後大野市 DV 対策基本計画)

【詳細な現状と今後の取組】

重大な人権侵害であるDV(ドメスティック・バイオレンス)の相談が年々増加し複雑化する傾向にあります。近年の社会情勢の変化に起因して、生活不安やストレス等からDVの増加・深刻化が懸念されるようになりました。DVは暴力を手段にして、配偶者などを支配しようとする行為であり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。

市民意識調査では、「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者、恋人間の暴力)」を「知っていた」と回答した人は、80.3%で、前回調査に比べて2.1%増加しており、年々認知度は高まってきています。また、これまでにDVを受けたと回答した女性は、約22.1%(前回調査比1.8%減)、男性は約13.9%(前回調査比0.6%減)で、いずれも減少傾向にあります。

被害を受けた暴力の形態をみると女性は「精神的暴力」(17.3%)が最も多く、「身体的暴力」(10.4%)が続いています。男性も同様に「精神的暴力」(11.0%)「身体的暴力」と「社会的暴力」(3.4%)の順となっています。

DVを「受けたことがある」と答えた方に、誰かに打ち明けたり相談したか聞いたところ、女性では約6割、男性では約5割の人が相談しています。一方、相談しなかった理由としては、「自分で解決した」「言えなかった」という回答がありました。DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害者が安心して相談できる環境づくりや保護・自立支援体制の充実を図り、関係課、関係機関との連携や相談窓口の周知を強化することが必要です。

また、デートDV⁽¹²⁾も増加傾向にあることから、加害者にも被害者にもならないよう対等な立場で相手も自分自身も尊重できる関係の作り方について学ぶなど、若年層への意識啓発の強化も必要です。

⁽¹²⁾デートDV

交際相手からの暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力など、様々な形態がある。

1 計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、配偶者やパートナーによる暴力は、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律※（以下「DV防止法」という。）」を制定しました。その後、平成19年7月の改正で、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが努力義務になりました。

本市においても、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援を推進するため、「豊後大野市DV対策基本計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

※平成25年7月の改正において、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と改められました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）

最終改正：令和7年6月1日施行 令和4年法律第68号

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。

また、「DV防止法第2条の2第1項」に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ「DV防止法第2条の3第1項」に基づく「第5次大分県DV対策基本計画」の内容を勘案したものであり、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」と一体的に策定しました。

3 計画の期間

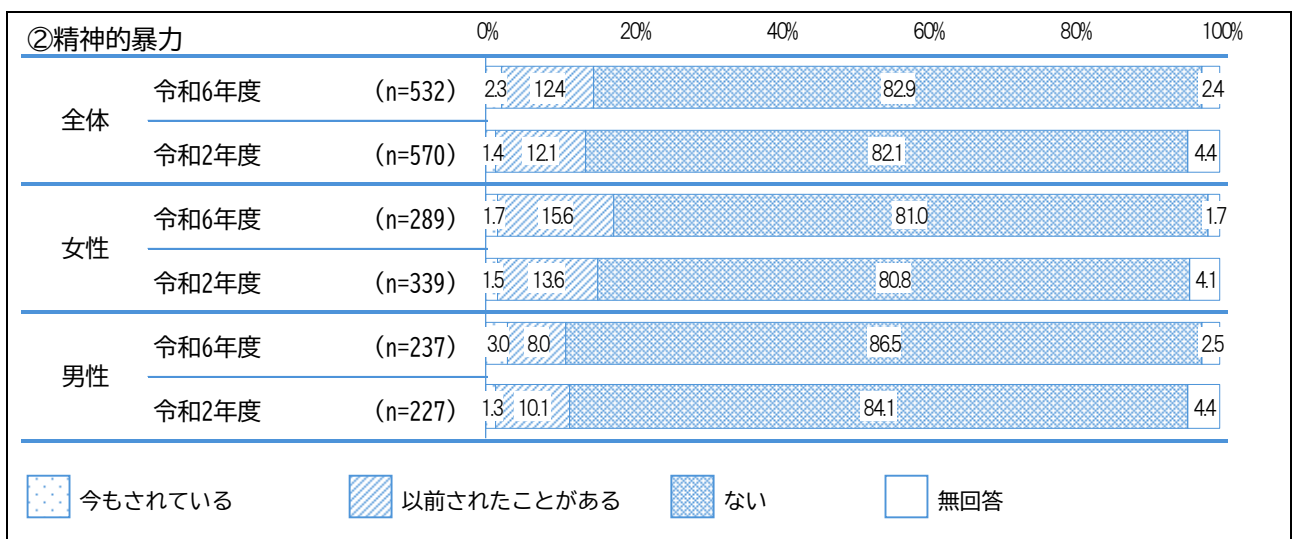
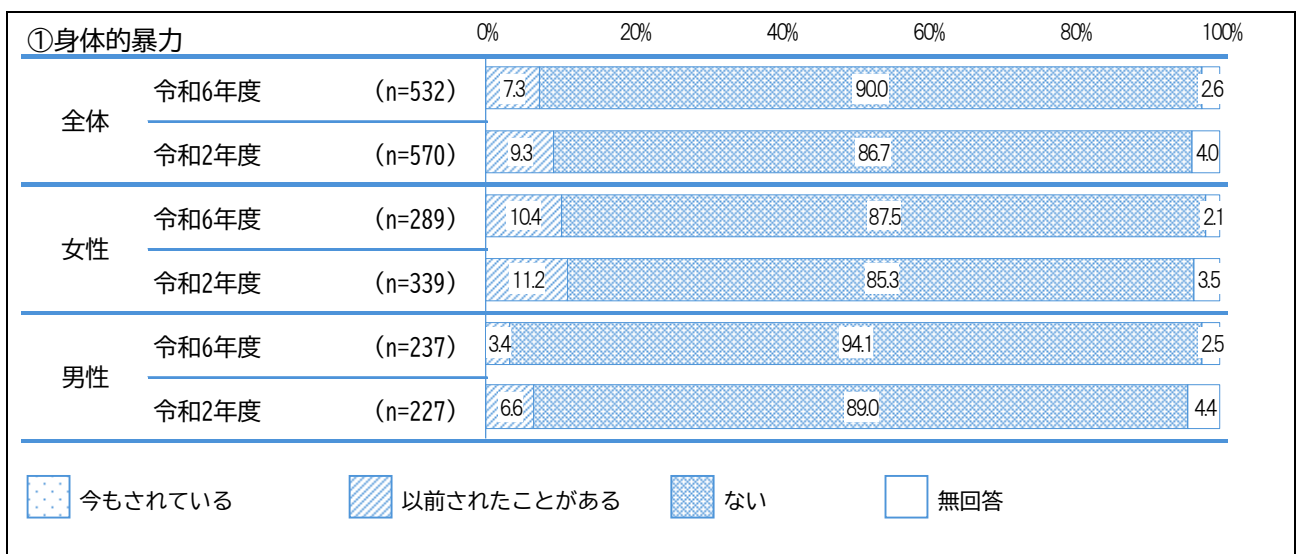
この計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

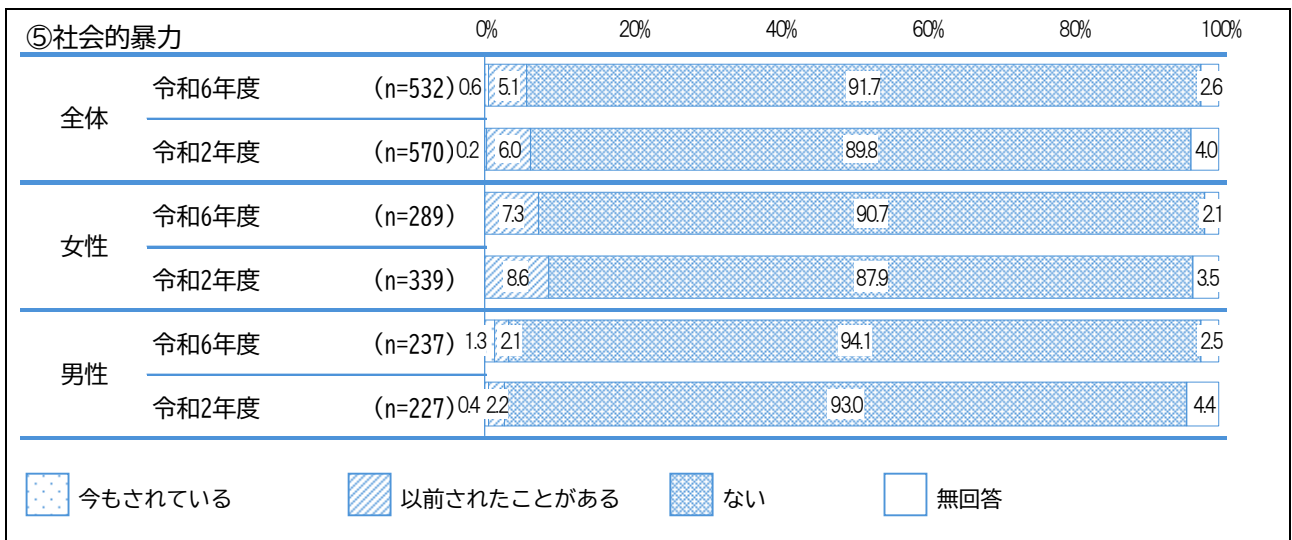
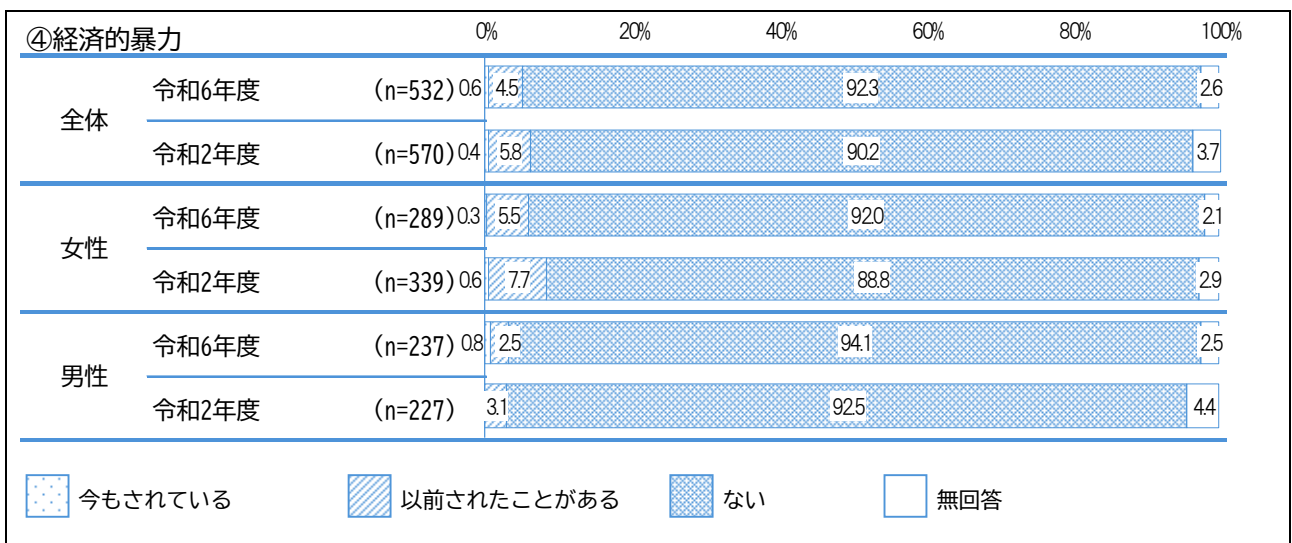
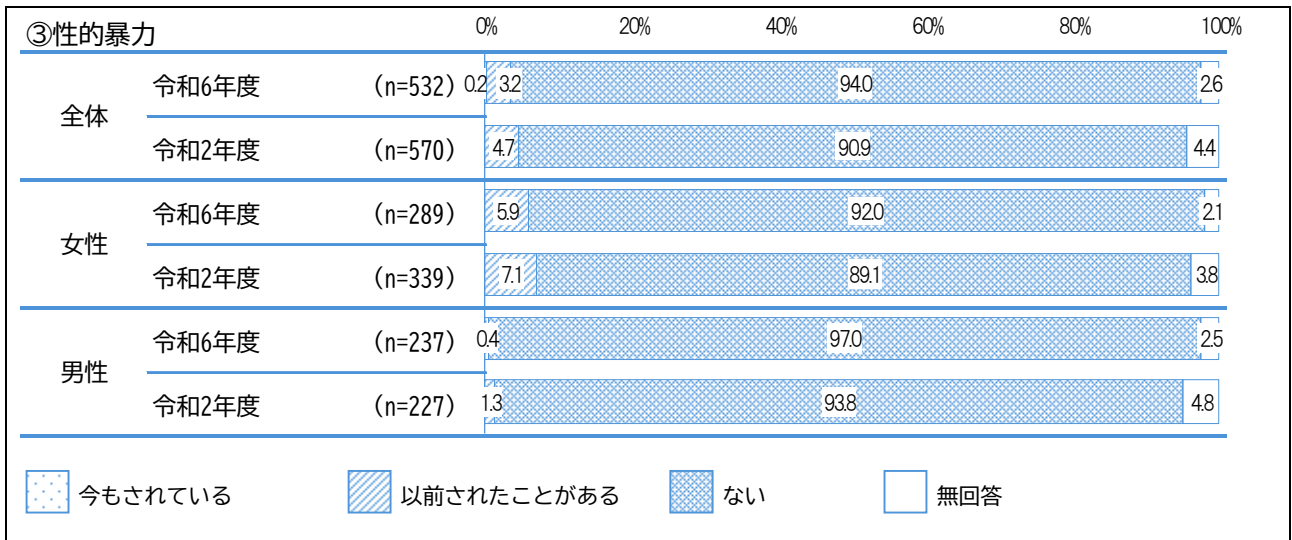
ただし、社会経済情勢の変化や国・県の動向などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

★令和6年度市民意識調査結果（DVを受けたことがありますか）

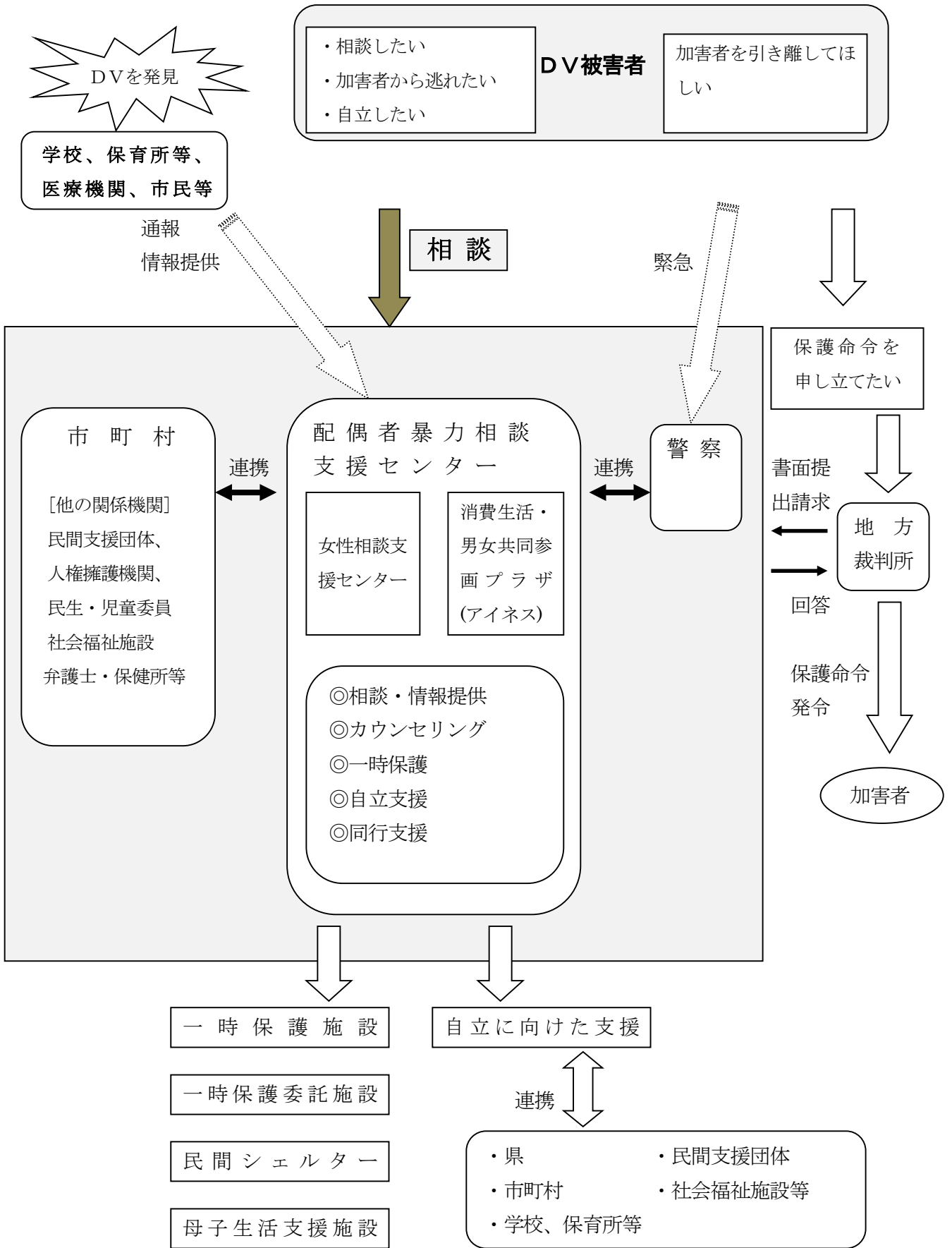
問 DVを受けたことがありますか。

《まとめ》男性に対するDVもありますが、女性に対するDVの割合の方が高くなっています。





《DV被害者に対する支援の流れ》



4 具体的な取組

DV等は重大な人権侵害であることから、若者たちをはじめ、市民一人ひとりが人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識の啓発を図ります。また被害者について相談体制の充実や保護、自立支援など関係部局や関係機関と連携する体制整備の強化を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
①DV等の防止に向けた意識啓発	DV等の暴力防止に関する啓発・研修を実施する。	人権・部落差別解消推進課
	DV等について発達段階に応じた学習を実施する。	学校教育課
②DV被害者に対する相談体制の充実	多様化、複雑化する相談内容に対応できるよう研修に参加する。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課
	相談体制を整備し、相談窓口の周知に努める。	人権・部落差別解消推進課 子育て支援課 高齢者福祉課 消防署 各支所
③DV被害者に対する保護や支援の充実	関係機関との連携を強化し、被害者の安全確保や自立に向けた支援に努める。	人権・部落差別解消推進課 市民生活課 社会福祉課 子育て支援課 高齢者福祉課 税務課 建設課 学校教育課 消防署 各支所

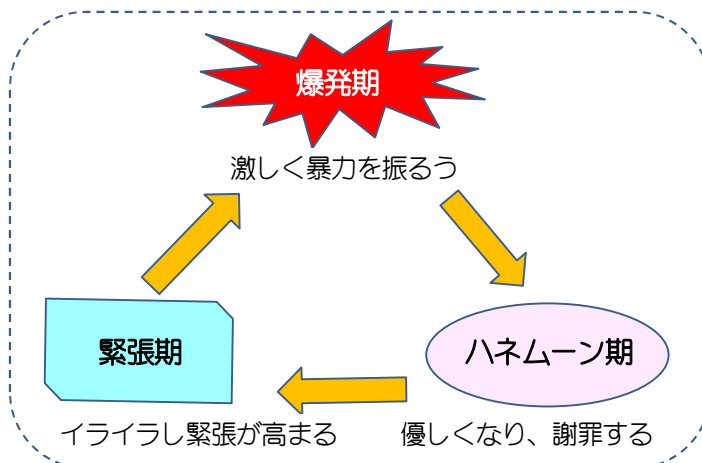
【DVの形態】

身体的暴力	殴る、蹴る、髪をひっぱる、突き飛ばす、ものを投げつけるなど
精神的暴力	無視する、大声で怒鳴る、人格を否定するような暴言を吐くなど
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、ポルノ画像を無理やり見せるなど
経済的暴力	生活費を渡さない・使わせない、借金の強要、外で働くことを禁じるなど
社会的暴力	外出を制限する、交友関係や携帯電話の履歴・メールをチェックするなど

【DVのサイクル】

全ての加害者に当てはまるわけではありませんが、DVは一定のサイクルを繰り返しながら、徐々にエスカレートしていきと言われています。

加害者の中には、暴力を振るった後に一転して謝罪し、優しくなったりする人もいます。そのため、被害者は「今度こそ暴力がなくなるかも」と期待を抱き、加害者のもとから逃げられない原因の一つとなります。



暴力等相談窓口

☆配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）

電話097-544-3900（月～金 9時～21時）
（土日祝 13時～17時、18時～21時）

☆配偶者暴力相談支援センター（大分県消費生活・男女共同参画プラザ アイネス）

電話097-534-8874（月～金（祝日・年末年始除く）9時～16時30分）

☆おおいた性暴力救援センター・すみれ

電話097-532-^{オーイタすみれ}0330（有料）、^{はやくワンストップ}#8891（無料）

（24時間365日）

☆みんなの人権110番

電話0570-003-110^{ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん}（月～金（祝日除く）8時30分～17時15分）

☆豊後大野市役所 人権・部落差別解消推進課、子育て支援課、高齢者福祉課

電話0974-22-1001（月～金（祝日・年末年始除く）8時30分～17時）

☆豊後大野警察署

電話0974-22-2131 *身の危険を感じたら迷わず110番

基本目標Ⅳ 男女がともに参画するまちづくり



【現状と課題】

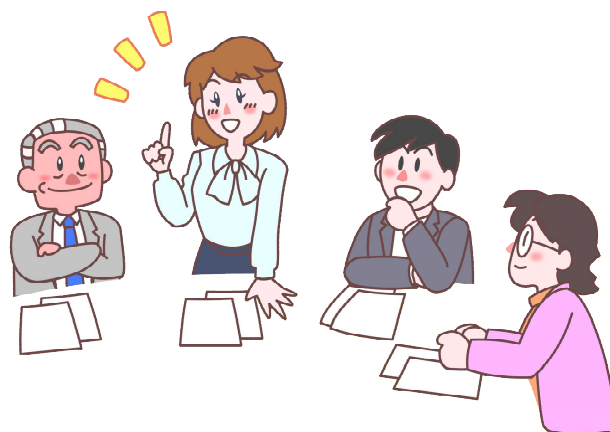
少子高齢化による人口減少が進む中、活力ある地域社会を形成するためには、行政だけではなく、市民一人ひとりが参加して地域力を高め、持続可能な社会を築く必要があります。

そのためには、地域における男女共同参画が不可欠となります。多様な人材の活用、多様な視点の導入、新たな発想の取り入れ等、女性の参画をあらゆる分野において進めることが必要です。

市民意識調査では、「地域活動や社会活動」において「平等である」と回答した割合は、全体では37.8%（前回調査比7.4%増）、性別で見ると男性が43.9%（前回調査比10.0%増）、女性が33.2%（前回調査比5.2%増）と前回調査より増加していますが、男女間の意識の差は依然として存在しています。また「議員や自治会など女性の参画が少ない理由」としては、「男性優位の社会」が一番高くなっており、「男性になる方がよいと思っている人が多い」「女性のチャレンジ精神がない」が続いています。「自治会などで女性が参画できにくい理由」としては、一番多かったのが「決定事項は男性が取り仕切り女性は口をはさめない」が全体で55.5%（前回調査比13.8%増）女性が53.8%（前回調査比10.4%増）男性57.4%（前回調査比18.8%増）で、いずれも前回に比べ増加し、更に男性の方が高くなっています。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識や慣行が依然として根強く残っていることが読み取れます。まちづくりには、性別や年齢、職業などにとらわれることなく、一人ひとりが持つ個性と能力を十分に出し合い、支えあう豊かな地域づくりを進めていくことが必要です。

そのためには、引き続き、自治会など地域における様々な活動に多様な人々が参画できるように仕事と生活の調和を進め、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、女性が経験を重ねることで社会における責任を担う力、エンパワーメントを高める必要があります。

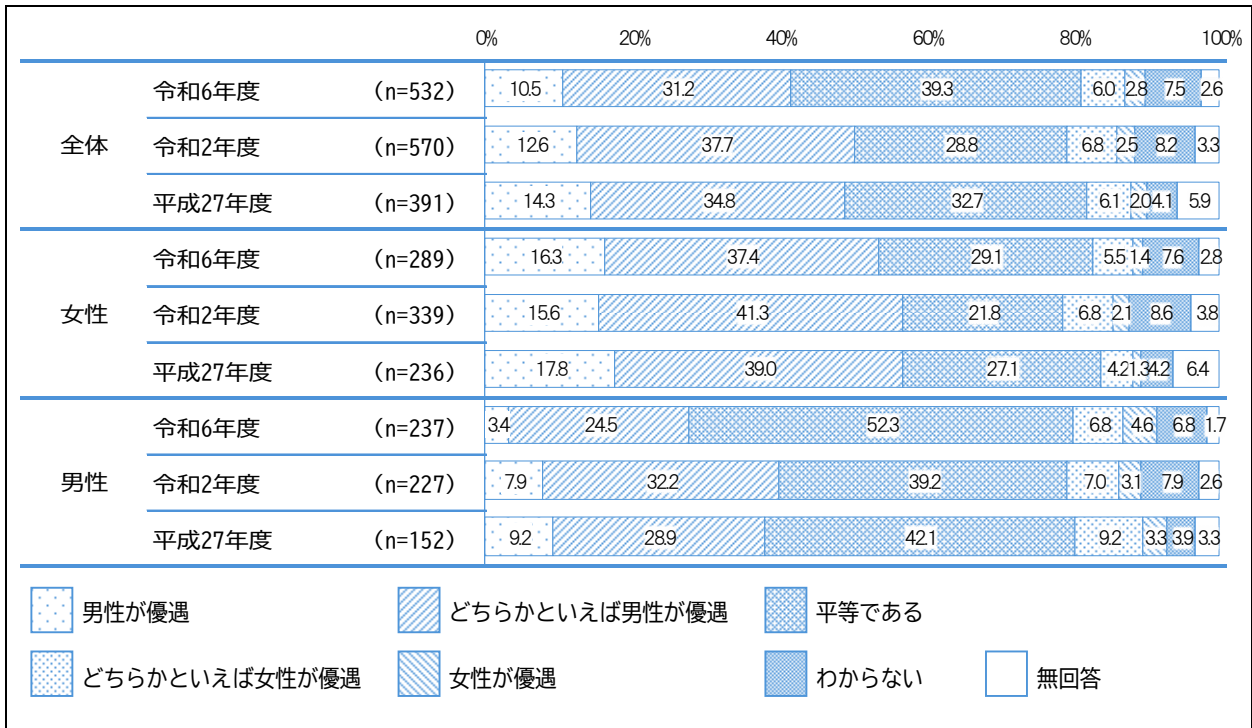


★令和6年度市民意識調査結果（地域活動・社会活動のなかの男女平等）

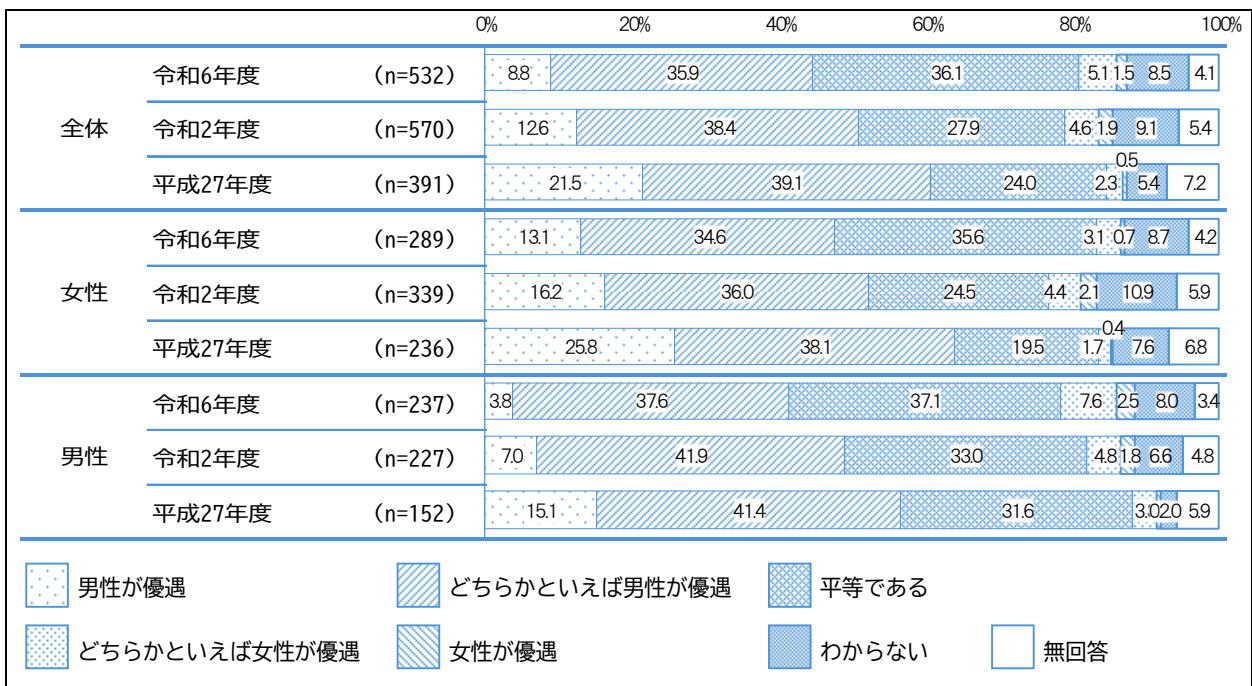
問 地域活動・社会活動のなかで男女平等となっていますか。

《まとめ》全体の意見で「平等である」と感じている分野は、「こどもの教育の場」が56.6%で最も多く、次いで「家庭生活」の39.3%、「地域活動や社会活動」の37.8%、となっています。「職場」や「政治の場」、「地域社会」および「社会全体」の分野で「男性が優遇」あるいは「どちらかと言えば男性が優遇」と回答した人の割合が高くなっています。

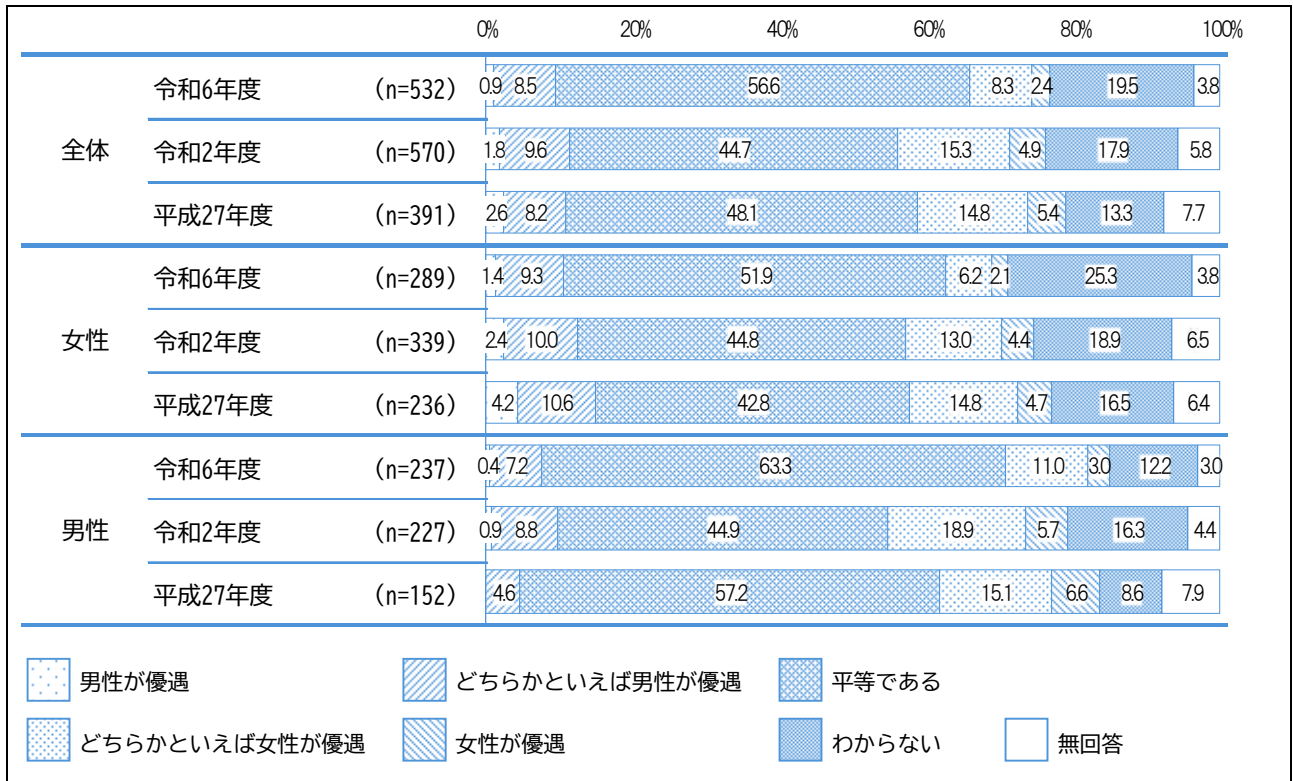
① 家庭生活



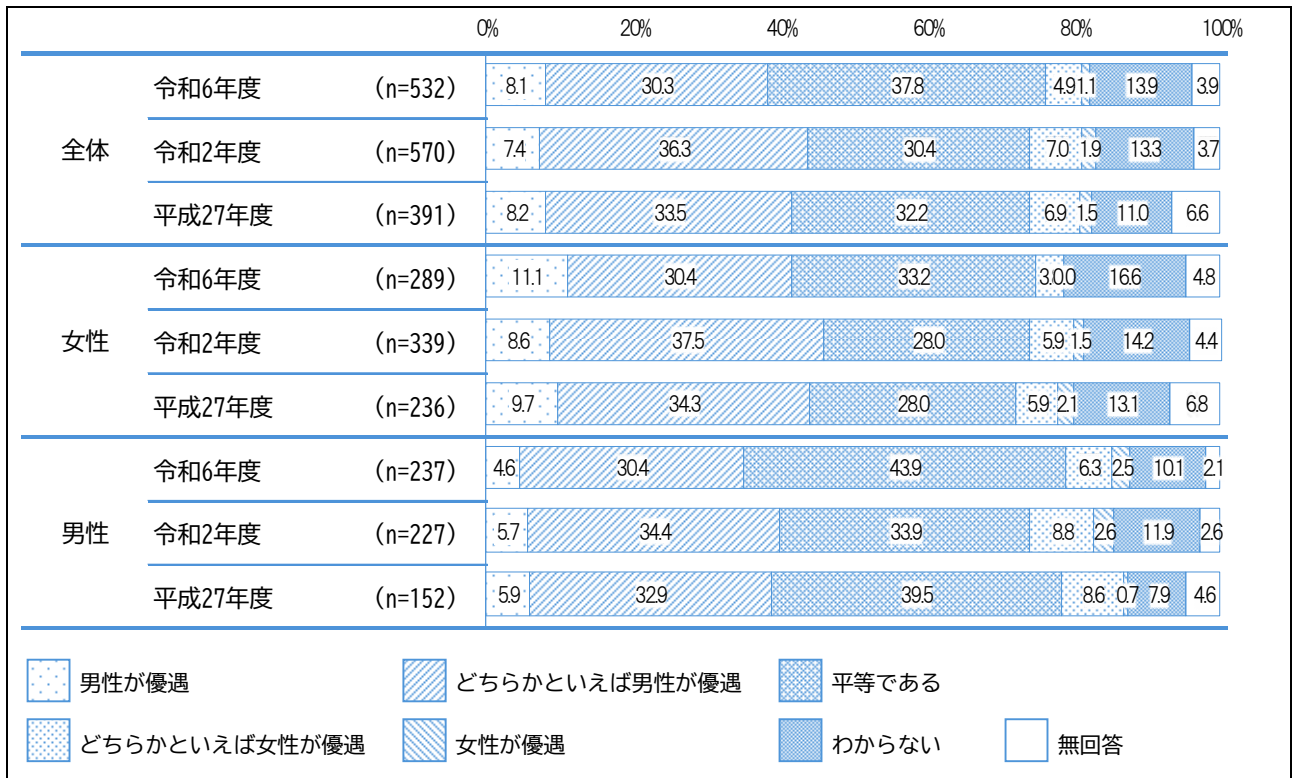
② 職場



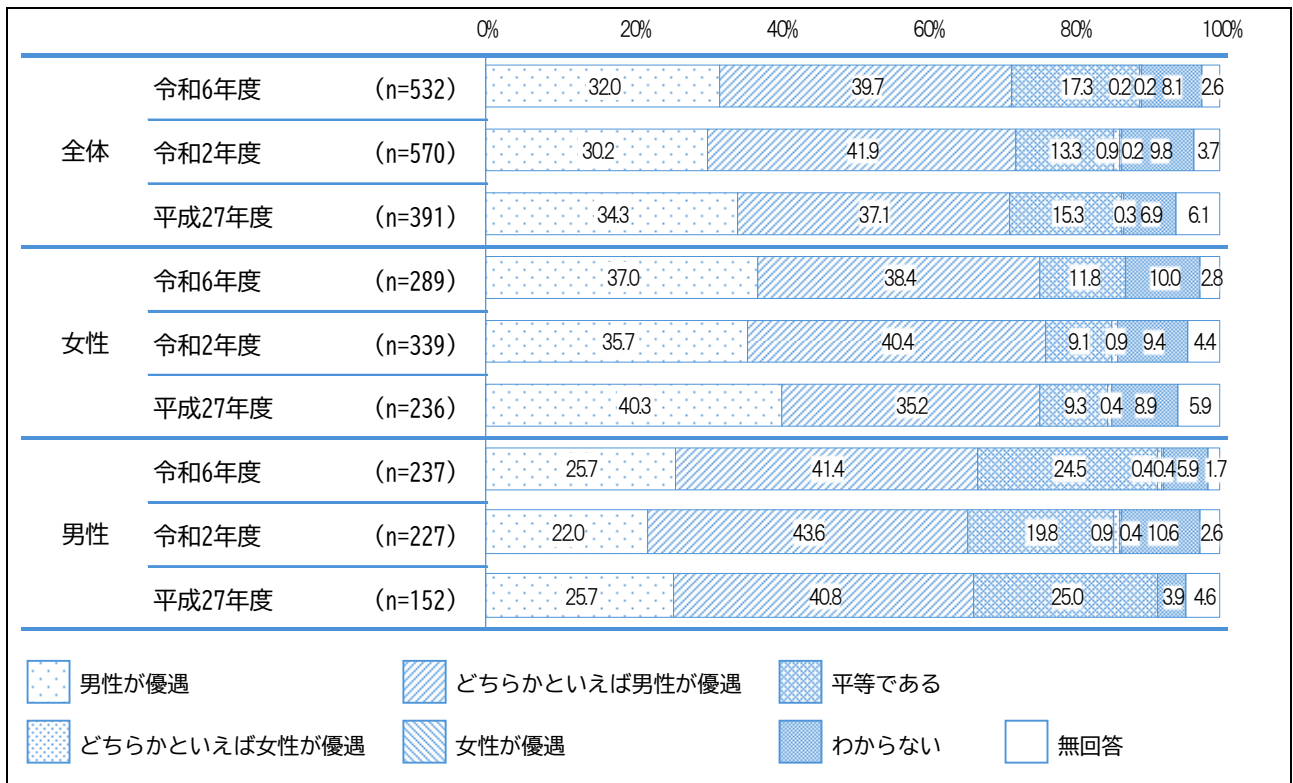
③ こどもの教育の場



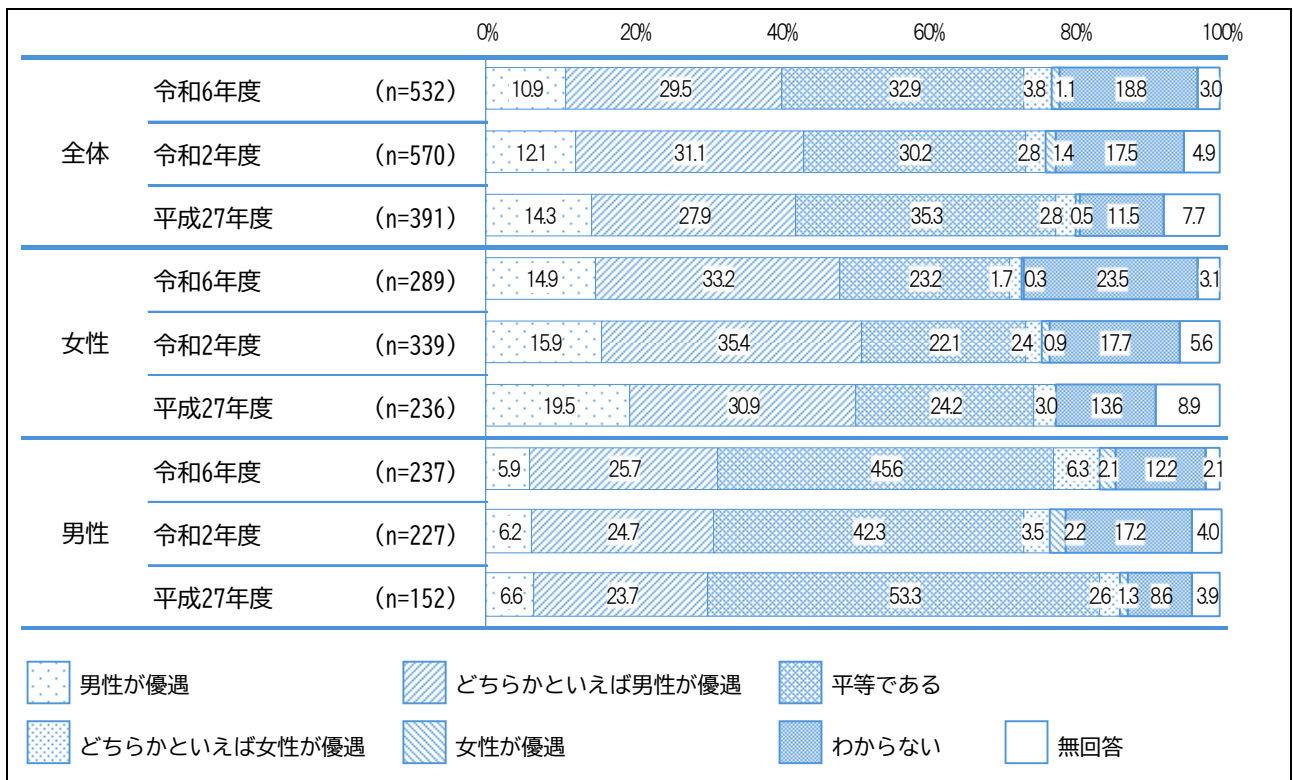
④ 地域活動や社会活動



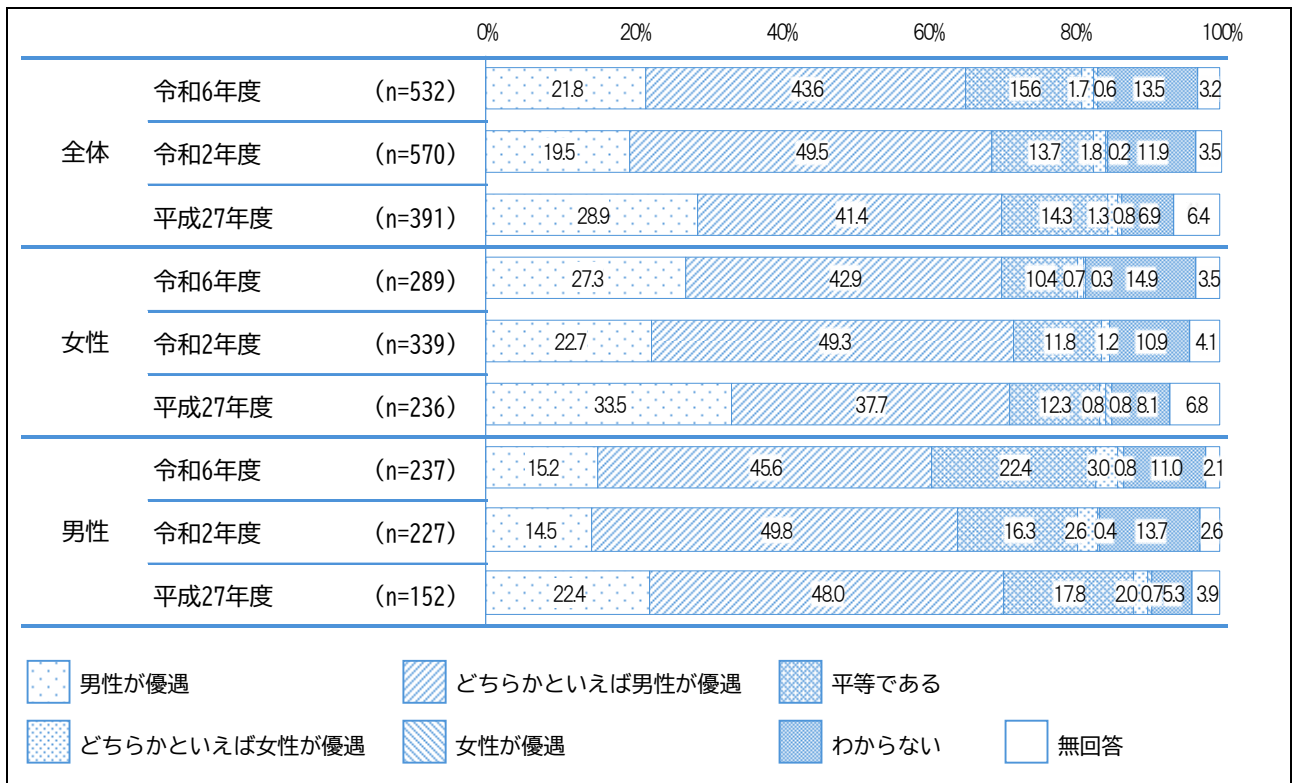
⑤ 政治の場



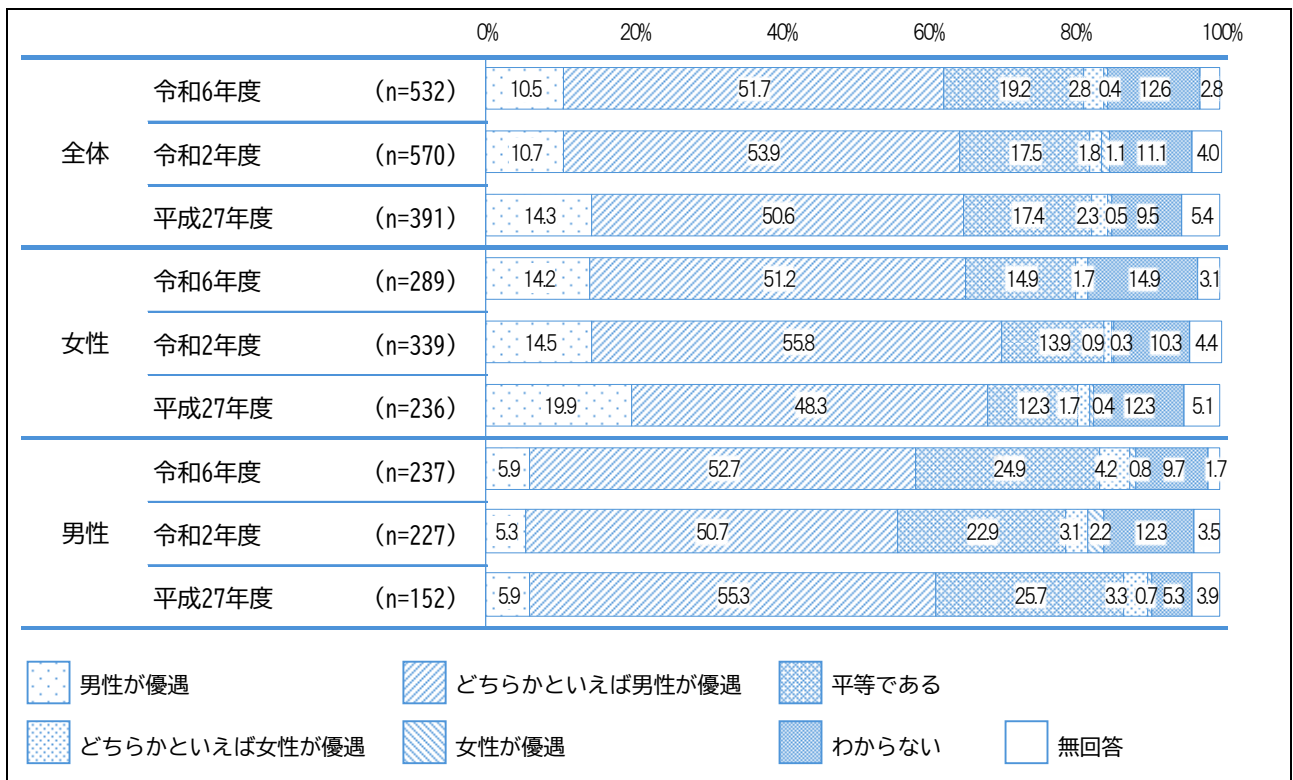
⑥ 法律や制度の上



⑦ 地域社会の通念・慣習・しきたり



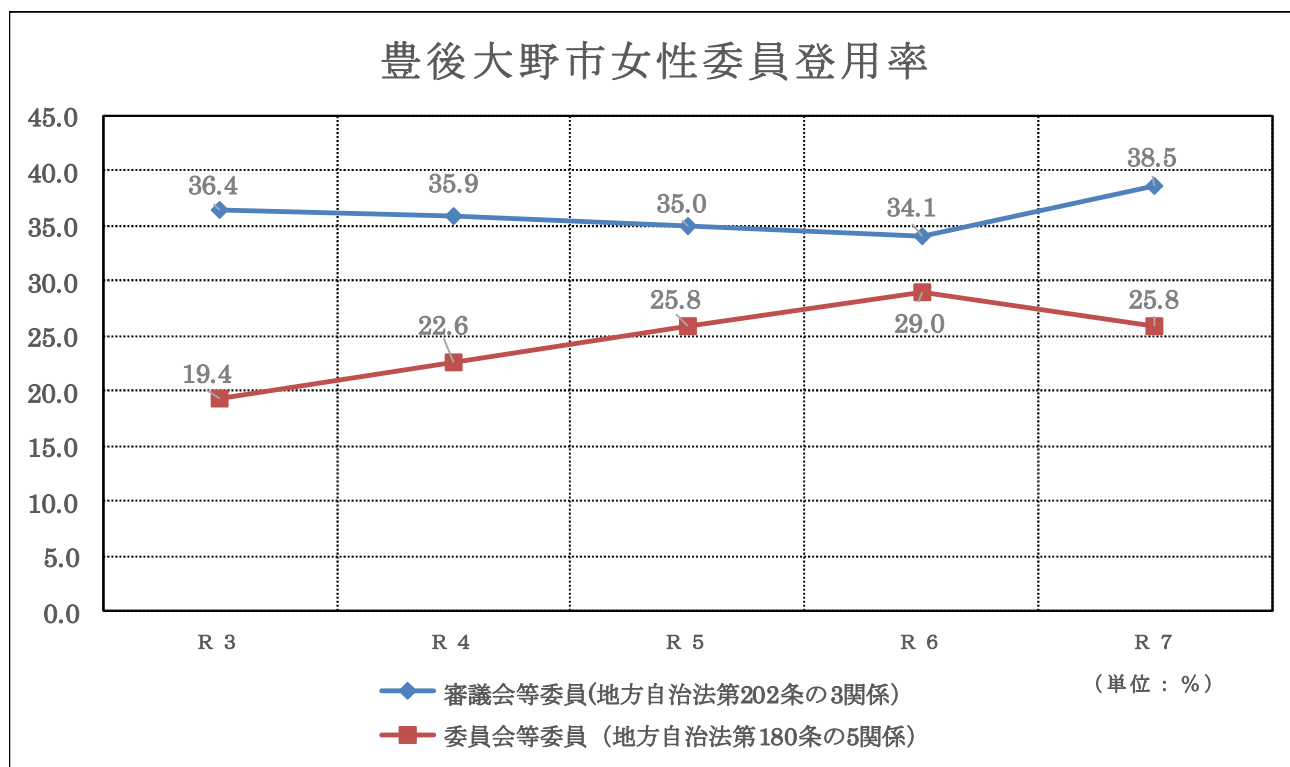
⑧ 社会全体



重点目標1 政策・方針決定への女性の参画拡大

あらゆる分野の審議会等をはじめとする委員等意思決定過程に女性の参画を進めるよう取り組みます。また男女共同参画を担う人材育成を図ります。

施策	施策の方向	関係課等
① 審議会等への女性の登用の促進	審議会等における女性委員の登用率 50%をめざし、積極的に登用の促進を図る。	全庁
② 各種委員会における女性の参画の促進	各種委員会において男女のバランスについて配慮する。	全庁
③ 男女共同参画を担う人材育成の充実	女性の人材に関する情報の収集、提供を行うとともに人材育成のための研修等を実施する。	人権・部落差別解消推進課
④ 企業・市役所等女性職員の管理職への登用推進	女性職員の職域の拡大及び管理職への登用を推進する。	人権・部落差別解消推進課 総務課



重点目標2 地域における男女共同参画の推進

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。

地域活動を男女ともに担うことができるよう、市民と行政が連携、協力しながら啓発活動を推進します。また、講演会や講習会等に参加しやすい環境をつくります。あらゆる分野のまちづくりにおいて男女共同参画の視点に立った取り組みが必要ですが、防災活動や環境保全活動において女性の一層の参画を促進します。

施策	施策の方向	関係課等
①男女の地域活動への参画推進	自治会やPTA活動など、地域における多様な活動に対する女性の参画拡大を推進する。	人権・部落差別解消推進課
	男女が互いに支えあう地域社会の実現をめざして取り組む団体に情報提供し支援する。	人権・部落差別解消推進課
	講演会や講習会等における託児を実施し、男女がともに参画できる機会を提供する。	全庁
②防犯、防災、環境の分野における男女共同参画の促進	防犯、防災分野に女性の参画を促進し、地域防災体制づくりを推進する。	総務課
	防災、消防体制の充実を図り、女性消防団による火災予防啓発や救命講習等による地域への啓発を行う。	消防署
	地域における環境保全に向けた様々な取り組みに男女の参画を図る。	環境衛生課

重点目標3 国際理解の推進

市民一人ひとりが国際的な視野で男女共同参画社会を認識することで、多様な文化や価値観に触れ、違いを認め合う意識が醸成されます。国際理解を深め国際交流活動を推進します。また、外国籍市民等に対して生活上必要な情報や男女共同参画関連情報の提供に努めます。

施策	施策の方向	関係課等
①国際理解のための学習 機会の提供	講座や交流事業等の開催により国際理解を深める。	社会教育課 まちづくり推進課
②外国人との共生のまち づくりの推進	在住外国人に対する情報の提供および相談体制の充実を図る。	市民生活課 税務課 社会福祉課 子育て支援課 商工観光課 各支所
③国際交流活動への参加 促進	友好都市の訪問団受け入れ、訪問を通し、相互の市民交流を進める。	まちづくり推進課



《市民のみなさん・事業所のみなさんも取り組みましょう！》

基本目標Ⅰ 男女平等をめざした人づくり

- ★ 人権尊重・男女平等に関する講座や講演会等に積極的に参加しましょう。
- ★ 事業所、団体や地域で学習会を開催しましょう。
- ★ 家庭や職場、地域などの日常生活で、男女の役割を固定的にとらえた社会通念や慣行・しきたりがないか改めて考えてみましょう。
- ★ こどもに人権尊重・男女平等の大切さを伝えましょう。

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

- ★ 事業者は、労働時間の短縮、育児・介護休業等の取得促進やポジティブ・アクション⁽¹³⁾の導入など男女共同参画を推進しましょう。
- ★ 男女がともに家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動が両立できる環境をつくりましょう。
- ★ 自分の体を大切に、健康づくりに取り組みましょう。
- ★ 様々な生活上の困難を抱える人たちが、安心して暮らせるように配慮しましょう。

基本目標Ⅲ 暴力を許さない社会づくり

- ★ 配偶者等からの暴力（DV）やセクシュアル・ハラスメント、性暴力、ストーカーなどは、人権侵害であるという認識を広げましょう。また被害を受けたら悩まずに相談しましょう。
- ★ 暴力を許さない社会をめざして、家庭、地域、学校、職場など、それぞれの場で話し合いや研修をしましょう。

基本目標Ⅳ 男女がともに参画するまちづくり

- ★ 男女一人ひとりが地域の一員として、地域活動に積極的に参加しましょう。
- ★ 政策・方針決定の場等へ女性の登用を積極的に図りましょう。
- ★ 国際性豊かな人材を育成し、外国人への理解を深め、共に暮らしやすいまちをつくりましょう。

⁽¹³⁾ ポジティブ・アクション

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

第5章 推進体制

豊後大野市男女共同参画基本計画に基づいた各種施策を総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく市民や事業所・関係団体等が、それぞれの分野で役割を果たしていくことが必要です。そのためには、市における推進体制を充実し、事業の実施状況を点検していく体制を構築していく必要があります。また、国・県・市民及び関係機関との連携を一層強化し、計画を円滑に推進するよう努めます。

1 庁内の推進体制の充実

各課職員で構成する人権・部落差別解消等に関する庁内組織（幹事会、兼務者会議）を活用し、全庁的に男女共同参画施策を推進します。

また、職員の意識啓発のための研修や様々な相談に対応するための研修を行います。

2 関係機関等との連携・協働

国、県及び関係機関における男女共同参画に関する会議などへの参加、及び情報交換や事業協力等の連携を図り、効果的に計画を推進します。

NPO⁽¹⁴⁾等の民間団体、企業等がそれぞれの立場で男女共同参画の推進に主体的に取り組むよう働きかけるとともに、連携・協働を促進します。

3 計画の進行管理

計画の進行状況については、施策の実施状況、数値目標の達成状況を把握し、公表するとともに翌年度の事業計画等に反映できるよう取り組みます。

⁽¹⁴⁾ NPO

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織(Non-Profit Organization)。営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいう。

第6章 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画

1 計画策定の目的

この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年9月4日施行。以下「女性活躍推進法」という。）第1条の目的を達成するため、同法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として策定するものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）

最終改正：令和7年6月11日施行

第一条（目的）

この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

第六条（都道府県推進計画等）

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（企業に関する内容）

令和元年6月の「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が常時雇用する労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大されました（令和4年4月施行）。また、常時雇用する労働者301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え、「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました（令和2年6月施行）。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク⁽¹⁵⁾を商品などに付することができます。

⁽¹⁵⁾ 認定マーク

【えるぼし認定】 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みが優良な企業に対して、厚生労働省から認定を受け、認定マークを商品などに付すことができる。

【プラチナえるぼし認定】 女性の活躍推進に関する取り組みが特に優良な企業に対して、厚生労働省から認定を受け、認定マークを商品などに付すことができる。

2 豊後大野市の「市町村推進計画」策定について

豊後大野市では、令和元年12月20日の閣議決定により変更された国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の「基本的な考え方」を勘案し、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」と一体のものとして策定するものとし、国の基本方針の事業体系と、「第3次豊後大野市男女共同参画基本計画」での反映状況は次ページの表のとおりです。

女性の職業生活における活躍の推進の基本的な考え方（令和元年12月20日閣議決定）

《法の対象》

正規雇用、非正規雇用といった雇用形態、自営業等の就業形態に関わらず、既に働いている女性は当然のこと、これから働こうとしている女性も含め、自らの希望により、働き又は働こうとするすべての女性。

《女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会》

～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約240万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位での活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女が共に、多様な生き方、働き方を実現でき、それによりゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

3 計画期間について

女性活躍推進法の有効期限が令和8年3月31日から令和18年3月31日までに延長されたため、本計画の計画期間もこれに合わせ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、令和12年度に実施予定の中間見直し後の期間は、令和13年度から令和17年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

基本方針（推進法第5条）

第3部女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- (1) 積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
 - ・女性の活躍推進に積極的に取り組む企業の認定
 - ・公共調達を通じた女性の活躍推進
 - ・企業における女性の活躍状況の「見える化」の促進等
 - ・中小企業における女性の活躍推進に向けた取組の促進
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - ・非正規雇用における雇用環境等の整備
 - ・女性の登用促進のための支援
 - ・再就職支援
 - ・起業・創業支援
 - ・女性の参画が少ない分野での就業支援
 - ・キャリア教育等の推進
 - ・職場における女性の健康支援

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- (1) 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
 - ・共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
 - ・子育て支援環境の整備
 - ・長時間労働の是正・休暇の取得促進
 - ・職業生活と家庭生活の両立に向けた企業の取組促進
 - ・多様で柔軟な働き方の推進
 - ・職場風土の見直しにつながる人事評価の推奨

3 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置

- (1) 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置
 - ・就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関するその他の重要事項

- (1) 国における推進体制
 - ・事業主行動計画策定の推進
 - ・フォローアップ
 - ・情報の収集・整理・提供
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に向けた啓発活動
- (2) 地方公共団体における推進体制
 - (ア) 都道府県推進計画・市町村推進計画の策定
 - 庁内横断的な推進体制の整備
 - 地域の実情及び住民ニーズの把握
 - 実施時期等の明記
 - 推進計画の実施状況の点検・評価・公表
 - (イ) 相談体制の構築
 - (ウ) 協議会の活用
 - (エ) 国によるフォローアップの実施と好事例の情報提供等

市町村推進計画（第3次豊後大野市男女共同参画基本計画反映項目）

市町村推進計画

- (1) 積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置

基本目標Ⅰ 重点目標2

基本目標Ⅱ 重点目標1、2

基本目標Ⅳ 重点目標1
- (1) 共働き・子育ての実現に向けた男女双方の意識改革・理解促進

基本目標Ⅰ 重点目標2

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備

基本目標Ⅱ 重点目標1、2
- (1) 就業環境を害する言動問題の解決を促進するために必要な措置

基本目標Ⅱ 重点目標1

基本目標Ⅲ 重点目標1
- (1) 国における推進体制

基本目標Ⅱ 重点目標1
- (2) 地方公共団体における推進体制

(ア) 市町村推進計画の策定、(ウ) 協議会の活用、
(エ) 国によるフォローアップの実施と好事例の情報提供等

基本目標Ⅰ 重点目標1

(イ) 相談体制の構築

基本目標Ⅱ 重点目標1、2



豊後大野市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、水と緑に恵まれたふるさと豊後大野を誇りとし、市民一人ひとりが互いに人として尊重し合い、家庭、地域、学校、職場において、いきいきと輝くまちをつくるために、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一 わたしたちは、一人ひとりの人権が尊重され、男女がともに個性や能力を發揮できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、社会のあらゆる活動や意思決定に、男女が平等に参画できるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、子育てや介護、仕事や地域活動など男女がともに支え合い、いきいきとくらせるまちをつくります。
- 一 わたしたちは、男女がともに感謝と思いやりのある、こころ豊かなまちをつくります。

平成22年5月18日

豊後大野市



参 考 資 料

1	豊後大野市男女共同参画推進条例	50
2	豊後大野市男女共同参画審議会規則	53
3	豊後大野市男女共同参画推進協議会設置要綱	54
4	男女共同参画社会基本法	55
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	61
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	75
7	策定の経緯	84
8	豊後大野市男女共同参画審議会委員名簿	85

豊後大野市男女共同参画推進条例

平成 17 年 7 月 19 日 条例第 280 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(基本理念)

第 3 条 市における男女共同参画は、次に掲げる理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- (3) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されなければならない。
- (4) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としてその役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。
- (5) 男女共同参画の推進に当たっては、男女が互いの性を尊重するとともに、性と生殖に関し、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。
- (6) 男女共同参画の推進に当たっては、世界の国々で取り組むべき課題であることを認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業活動と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に必要な情報を提供し、及び市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別により差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報においては、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力的行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画推進のための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民の意見を反映し、第18条に規定する豊後大野市男女共同参画審議会への諮問等、適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるとともに、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民等が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第12条 市は、男女がともに家庭生活と職業生活その他の社会における活動と両立することができるよう、その支援に努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第13条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り

男女の均衡を図るよう努めるものとする。

- 2 市は、事業者等における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第14条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するために必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(事業者からの報告等)

- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

(苦情及び相談等の申出)

- 第16条 市長は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情の申出及び性別による差別的取扱い等に関する相談の申出等に対し、適切かつ迅速に対応するよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出に対応するため必要があると認めるときは、豊後大野市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

- 3 市長は、第1項の規定による申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

- 4 市長は、前項の調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し指導及び助言を行うことができる。

(年次報告等)

- 第17条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び実施状況について公表するものとする。

(豊後大野市男女共同参画審議会)

- 第18条 次に掲げる事務を行うため、豊後大野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 第9条第3項の規定により諮問された事項について審議すること。
- (2) 第16条第2項の規定により意見を求められた事項について市長に意見を述べること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

- 2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内で組織する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

- 5 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊後大野市男女共同参画審議会規則

平成 17 年 7 月 19 日 規則第 214 号
最終改正 平成 30 年 3 月 20 日 規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、豊後大野市男女共同参画推進条例（平成 17 年豊後大野市条例第 280 号。以下「条例」という。）第 18 条第 6 項の規定により、豊後大野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び会議)

第 2 条 審議会の委員は、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者又は市民のうちから市長が委嘱する。

- 2 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 6 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 3 条 審議会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、人権・部落差別解消推進課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 14 号）抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 17 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 11 号）抄
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則（平成 30 年 3 月 20 日規則第 9 号）

豊後大野市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 17 年 10 月 17 日 告示第 202 号

最終改正：平成 30 年 3 月 20 日 告示第 44 号

(設置)

第 1 条 豊後大野市における男女共同参画社会づくりに関する施策を効果的に推進するため、豊後大野市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関すること。
- (2) 豊後大野市男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び市長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、市長をもって充てる。

2 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、人権・部落差別解消推進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 78 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日告示第 51 号）

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日告示第 52 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日告示第 44 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日 法律第七十八号)
最終改正：令和七年六月二十七日法律第八十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあること

にかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同

参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

附 則 (令和七年六月二七日法律第八〇号)

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日 法律第三十一号)
最終改正：令和七年十二月三十日法律第八十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）
第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
第四章 保護命令（第十条―第二十二條）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章の二 補則（第二十八条の二）
第六章 罰則（第二十九条・第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家

族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援

センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚を

し、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であつて、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付

けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月

間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知

覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項か

ら第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書

の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項 本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項 ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三 第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるも

のとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者

第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（平一六法六四・一部改正）

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日 法律第六十四号)
最終改正：令和七年六月十一日法律第六十三号

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即

して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、

当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるも

(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活におけ

る活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項

の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

策定の経緯

(1) 市民意識調査の実施

調査対象 豊後大野市在住の満18歳以上の市民1,200人

(住民基本台帳から層化無作為抽出)

配布・回収方法

郵送による配布、郵送による回収及びWEBによる回答

調査期間 令和6年9月7日～令和6年9月24日

回収数等 有効回収数 532人・有効回収率44.3%

(2) 豊後大野市男女共同参画審議会

令和6第1回 令和6年7月30日

- ・第3次豊後大野市男女共同参画基本計画の諮問
- ・市民意識調査項目検討

令和7第1回 令和7年4月16日

- ・第3次豊後大野市男女共同参画基本計画(素案)審議

令和7第2回 令和7年11月20日

- ・第3次豊後大野市男女共同参画基本計画(素案)審議

答申 令和7年12月2日

- ・第3次豊後大野市男女共同参画基本計画の答申

豊後大野市男女共同参画審議会委員名簿

令和7年11月現在

	氏 名	所 属	備 考
1	赤嶺 哲平	連合大分南部地域協議会	
2	足立 豊彦	豊後大野市自治会連合会	副会長
3	足立 直隆	豊後大野市隣保館	
4	甲斐 真由美	公募委員	
5	神田 直子	豊後大野市女性人材リスト	
6	木村 麻実子	豊後大野市女性人材リスト	
7	後藤 栄治	豊後大野市農業委員会	
8	後藤 修一郎	豊後大野市教育委員会 (社会教育課)	
9	近藤 利恵	豊後大野市人権・部落差別解消 教育・保育連合会	
10	新宮 幸治	豊後大野市商工会	
11	多田 テツ	公募委員	
12	玉田 恵子	豊後大野市P T A連合会	
13	羽田野 修	豊後大野市民生児童委員協議会	
14	原田 睦枝	竹田人権擁護委員協議会	会長
15	森迫 喜代美	識見を有する者	副会長

【五十音順 敬称略】

第3次豊後大野市男女共同参画基本計画
2026年（令和8年）3月 策定

発行者 豊後大野市 人権・部落差別解消推進課
〒879-7198 大分県豊後大野市三重町市場 1200 番地
電話番号 0974-22-1039（内線 2491）
F A X 0974-22-3361
e-mail d103060@city.bungoono.lg.jp